

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 規則

○障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

(障害者福祉課)

○学校教育法施行細則の一部を改正する規則(県立学校人事課)

### 告示

○特定非営利活動法人の設立に係る告示

(南部振興)

○" (東部振興)

○" (利根振興)

○" (北部振興)

○" (北部振興本庄事務所)

○旅費システムに係る代行入力等業務委託に関する落札者等の公示

(総務事務センター)

○埼玉県立浦和工業高等学校外三校における電子計算組織の入札に関する公示(入札執行課)

○特定非営利活動法人の設立に係る告示(NPO活動推進課)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示

更に係る告示

(NPO活動推進課)

○草加都市計画事業(仮称)三郷インター南部土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会の開催

(温暖化対策課)

○介護保険法によるサービス提供事業者の指定(介護保険課)

○埼玉県総合リハビリテーションセンターの使用料、手数料及び物品売払代金の収納事務委託(総合リハビリテーションセンター)

○大規模小売店舗の変更に関する公示(商業支援課)

○川島町営土地改良事業 小見野地区(基盤整備促進事業(農道))の工事完了(東松山農林)

○ヨーネ病疑似患畜の発生(畜産安全課)

○県営土地改良事業大里中央地区(農業用道路の新設・変更事業)事業計画の変更及び変更に係る事業計画書の写しの縦覧

○草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

○本庄都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

○鷲宮町西大輪特定土地区画整理組合の定款の変更認可(市街地整備課)

(農村整備課)

○開発行為に関する工事の完了公告(建築指導課)

○埼玉県収納代理金融機関の名称の変更(出納総務課)

○建築基準法に基づく道路の位置の指定(北本県土)

○開発行為に関する工事の完了公告(飯能県土)

○障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十五号

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則(平成十八年埼玉県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

## 規則

○県道大野東松山線の区域の変更(東松山県土)

○" (東松山県土)

○" (東松山県土)

○" (東松山県土)

○" (東松山県土)

○" (東松山県土)

○" (東松山県土)

○" (東松山県土)

○" (東松山県土)

○" (東松山県土)

○" (東松山県土)

○" (東松山県土)

○" (東松山県土)

○" (東松山県土)

○" (東松山県土)

○" (東松山県土)

○" (東松山県土)

様式第一号(一)中

|        |       |     |      |
|--------|-------|-----|------|
| 障害者・児  | ふりがな  | 受診者 | ふりがな |
|        | 受診者氏名 |     | 氏名   |
| 受診者居住地 |       | 居住地 |      |

生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上

生保・中国・低

1・低2・中間1・中間2・一定以上

「(あて先)

埼玉県知事

様式第一号(一)中

|        |        |     |      |
|--------|--------|-----|------|
| 障害者・児  | ふりがな   | 受診者 | ふりがな |
|        | 受診者氏名  |     | 氏名   |
| 受診者居住地 |        | 居住地 |      |
| 保護者    | 保護者氏名  | 保護者 | 氏名   |
|        | 保護者居住地 |     | 居住地  |

生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上

生保・中国・低

1・低2・中間1・中間2・一定以上

「(あて先)

「(あて先) 埼玉県 保健所長 様」

に改め、同様式の別紙を次のように改める。

別紙

自立支援医療(育成医療)「世帯」調書

| 申請者氏名          | 受診者氏名 |     |    |      | 職業<br>(勤務先) | 備考 |
|----------------|-------|-----|----|------|-------------|----|
|                | 氏名    | 居住地 | 続柄 | 性別   |             |    |
| 受診者の属する「世帯」構成  |       |     |    |      |             |    |
| 氏名             | 居住地   | 続柄  | 性別 | 生年月日 | 職業<br>(勤務先) | 備考 |
| 氏名             | 居住地   | 続柄  | 性別 | 生年月日 | 職業<br>(勤務先) | 備考 |
| 「世帯」外で同一住所の受診者 |       |     |    |      |             |    |
| 「世帯」外で同一住所の受診者 |       |     |    |      |             |    |
| 「世帯」外で同一住所の受診者 |       |     |    |      |             |    |
| 「世帯」外で同一住所の受診者 |       |     |    |      |             |    |
| 「世帯」外で同一住所の受診者 |       |     |    |      |             |    |

注意

- 1 受診者の属する「世帯」とは、居住地にかかわらず受診者本人と同一の医療保険に加入する方全員をいいます。
- 2 「世帯」外で同一住所の受診者とは、受診者本人と同一住所に居住し、受診者本人と加入する医療保険が異なる方をいいます。
- 3 「続柄」は、受診者本人から見たものを記入してください。
- 4 受診者の属する「世帯」の方の医療保険の被保険者証を添付してください。  
なお、受診者が国民健康保険に加入し、かつ、保護者が後期高齢者医療制度に加入している場合は、その保護者の方の被保険者証も添付してください。
- 5 市町村民税等を確認できる書類を添付してください。

様式第二号(一)中

|       |        |     |
|-------|--------|-----|
| 障害者・児 | 受診者氏名  | 受診者 |
|       | 受診者居住地 |     |

「下さい」や「ください」に答える。

居住地

様式第二号(二)中

|     |        |     |
|-----|--------|-----|
| 障害児 | 受診者氏名  | 受診者 |
|     | 受診者居住地 |     |

名  
居住地

治療後の回復状況  
の回復状況

治療の

後にお返す  
回復状況  
の回復

に答える。

|                                 |   |                       |   |
|---------------------------------|---|-----------------------|---|
| 「<br>障<br>害<br>者<br>・<br>児<br>」 |   | 「<br>受<br>診<br>者<br>」 |   |
| な                               | が | ふ                     | 氏 |
| り                               | り | 居                     | 居 |
| 名 氏 名                           |   | 者 者                   |   |
| 住 地                             |   | 住 地                   |   |
| 様式第四号(一)中                       |   |                       |   |

「(あて先) 埼玉県知事 様」

埼玉県知事

|                                 |   |                       |   |
|---------------------------------|---|-----------------------|---|
| 「<br>障<br>害<br>者<br>・<br>児<br>」 |   | 「<br>受<br>診<br>者<br>」 |   |
| な                               | が | ふ                     | 氏 |
| り                               | り | 居                     | 居 |
| 名 氏 名                           |   | 者 者                   |   |
| 住 地                             |   | 住 地                   |   |
| 様式第四号(一)中                       |   |                       |   |

「(あて先) 埼玉県知事 様」

埼玉県知事

|                                 |   |                       |   |
|---------------------------------|---|-----------------------|---|
| 「<br>障<br>害<br>者<br>・<br>児<br>」 |   | 「<br>受<br>診<br>者<br>」 |   |
| な                               | が | ふ                     | 氏 |
| り                               | り | 居                     | 居 |
| 名 氏 名                           |   | 者 者                   |   |
| 住 地                             |   | 住 地                   |   |
| 様式第五号(一)中                       |   |                       |   |

「(あて先) 埼玉県知事 様」

埼玉県知事

|                                 |   |                       |   |
|---------------------------------|---|-----------------------|---|
| 「<br>障<br>害<br>者<br>・<br>児<br>」 |   | 「<br>受<br>診<br>者<br>」 |   |
| な                               | が | ふ                     | 氏 |
| り                               | り | 居                     | 居 |
| 名 氏 名                           |   | 者 者                   |   |
| 住 地                             |   | 住 地                   |   |
| 様式第五号(一)中                       |   |                       |   |

「(あて先) 埼玉県知事 様」

埼玉県知事

|                                 |   |                       |   |
|---------------------------------|---|-----------------------|---|
| 「<br>障<br>害<br>者<br>・<br>児<br>」 |   | 「<br>受<br>診<br>者<br>」 |   |
| な                               | が | ふ                     | 氏 |
| り                               | り | 居                     | 居 |
| 名 氏 名                           |   | 者 者                   |   |
| 住 地                             |   | 住 地                   |   |
| 様式第四号(一)中                       |   |                       |   |

「(あて先) 埼玉県知事 様」

埼玉県知事

|                                 |   |                       |   |
|---------------------------------|---|-----------------------|---|
| 「<br>障<br>害<br>者<br>・<br>児<br>」 |   | 「<br>受<br>診<br>者<br>」 |   |
| な                               | が | ふ                     | 氏 |
| り                               | り | 居                     | 居 |
| 名 氏 名                           |   | 者 者                   |   |
| 住 地                             |   | 住 地                   |   |
| 様式第五号(一)中                       |   |                       |   |

「(あて先) 埼玉県知事 様」

埼玉県知事

|                                 |   |                       |   |
|---------------------------------|---|-----------------------|---|
| 「<br>障<br>害<br>者<br>・<br>児<br>」 |   | 「<br>受<br>診<br>者<br>」 |   |
| な                               | が | ふ                     | 氏 |
| り                               | り | 居                     | 居 |
| 名 氏 名                           |   | 者 者                   |   |
| 住 地                             |   | 住 地                   |   |
| 様式第四号(一)中                       |   |                       |   |

「(あて先) 埼玉県知事 様」

埼玉県知事

|                                 |   |                       |   |
|---------------------------------|---|-----------------------|---|
| 「<br>障<br>害<br>者<br>・<br>児<br>」 |   | 「<br>受<br>診<br>者<br>」 |   |
| な                               | が | ふ                     | 氏 |
| り                               | り | 居                     | 居 |
| 名 氏 名                           |   | 者 者                   |   |
| 住 地                             |   | 住 地                   |   |
| 様式第五号(一)中                       |   |                       |   |

「(あて先) 埼玉県知事 様」

埼玉県知事

「(あて先) 埼玉県知事 様」

埼玉県知事

「(あて先) 埼玉県知事 様」

埼玉県知事

「(あて先) 埼玉県知事 様」

埼玉県知事

「(あて先) 埼玉県知事 様」

埼玉県知事

様式第六号(一)から様式第十一号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(おへん) 埼玉県知事」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の障害者自立支援法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月三日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

埼玉県教育委員会規則第二十六号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(平成十二年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第七条中「第五条第一項」を「第五条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千三百九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及

平成二十年十月三日  
埼玉県知事 上田 清司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年九月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人市民ふれあいネットワーク

三 代表者の氏名

近藤 智明

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市芝塚原二丁目一番二四

―二〇三号松田マンション

五 定款に記載された目的

この法人は、子供、高齢者、障害者を含む地域住民に対して踊りを通し、文化の振興、また、地域住民の交流を深めることにより地域発展につながり楽しく生活ができる町づくりを寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用して備え置く方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十月三日  
埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日  
平成二十年九月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人男女共同参画こしがやともろう

三 代表者の氏名  
原 博子

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県越谷市越ヶ谷三丁目五番二十

号

五 定款に記載された目的  
この法人は、越谷市における男女共同参画推進条例を尊重し、男女共同参画の実現と女性の自立支援を目的とした活動を行い、すべての人々が平等で平和な生活を送ることが出来る人間尊重を基本とした社会の形成に貢献することを目的とする。

埼玉県告示第千三百十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十年十月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年九月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人すぎとエコグリーン

三 代表者の氏名

木村 芳裕

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野九百四十六番地二十一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く市民を対象として、自然環境の保護、農薬を使わない自然農業の拡大、食の安全供給を高めることを目指す。また、水や食物が循環する環境への改善、生ゴミの再利用、植林作業、生態系の保護、安全な

大気の保全など人類が存する上での欠く事の出来ない基本的環境要素の改善と進歩を図る。更に自然環境と科学の正しい関わり合いを目指して、日本国民のとりまく自然環境の保全、改善、向上を進めるとともに、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十年十月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年九月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人緑の番人たち

三 代表者の氏名

小林 敬

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市岡二千八百九十六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、ふかや緑の王国を拠点として環境の保全と緑化、環境をテーマにしたイベント、支援事業を行い、市民ボランティアと交流を図り、環境に関する情報を発信することで地域の発展に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十年十月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年十月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

埼玉県知事 上 田 清 司

平成二十年九月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人川・まち・人プロジェクト

三 代表者の氏名

真下 恵司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市日の出一丁目五番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域協働による持続的な水環境再生と川まちづくり・人づくりに資する活動を行い、いつて地域における人と環境の共生に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 購入等件名及び数量

旅費システムに係る代行入力等業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務課総務事務センター旅費事務担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

三 落札者を決定した日

平成二十年十月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

申請のあった年月日

平成二十年十月三日

|   |                            |
|---|----------------------------|
| 平成20年8月21日                                      | 10, 800, 720円              |
| 4 落札者の氏名及び住所<br>日本電算企画株式会社 東京都港区<br>虎ノ門1丁目26番5号 | 6 契約の相手方を決定した手続<br>一般競争入札  |
| 5 落札金額  | 7 入札の公告を行った日<br>平成20年7月11日 |

埼玉県公告第1315号

MEIJOにて競りへ政府調達に関する協定の適用を受け、競りについて、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年十月三日

埼玉県長 田 畑 正

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
埼玉県立浦和工業高等学校外3校における電子計算組織 一式
- (2) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限  
平成21年1月16日(金)
- (4) 納入場所  
埼玉県立浦和工業高等学校外3校
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資

格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

- (3) 公告日から入札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 篠原 健一 電話048-830-5778(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁舎地下会議室 平成20年11月14日(金) 午前10時

(4) 郵便による場合の入札書のおて先及び受領期限  
埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 平成20年11月13日(木) 午後5時必着

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成20年10月22日(水)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者が入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に平成20年10月20日(月)までに提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

(12) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

Computers and peripheral equipment for use in four prefectural senior high schools including Saitama prefectural Urawa technical high school

(2) Deadline for submission:

By registered mail: 5:00 p.m., November 13, 2008

In person: 10:00 a.m., November 14, 2008

(3) Contact point for the notice:

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitama-Shi, Saitama-Ken 330-9301

Ph.048-830-5778

埼玉県公告第百三十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のような申請書が提出されたので、同条第三項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算

書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報システム)のホームページ( <http://www.saitamaken-npo.net/> )により縦覧に供する。

平成二十年十月三日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日



平成二十年九月二十二日  
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
 特定非営利活動法人パソボラさいたま

三 代表者の氏名  
 佐藤 八郎

四 主たる事務所の所在地  
 埼玉県さいたま市緑区原山四丁目七番二二号

五 定款に記載された目的  
 この法人は、地域住民に対し、ITの知識・技術及び活用法の普及を図り、誰もがITを安全に利用できる社会実現の活動によって、地域住民の生活向上及び情報化社会の推進に寄与することを目的とする。

非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十月三日  
 埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日  
 平成二十年九月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称  
 (変更前) 特定非営利活動法人市民活動情報センター・ハンズオン埼玉  
 (変更後) 特定非営利活動法人ハンズオン埼玉

三 代表者の氏名  
 伊関 友伸

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一〇番六号

五 定款に記載された目的  
 この法人は、一人ひとりの市民が、他者とともに、この社会や地域の課題を発見・共有し、その解決の担い手になることができる市民参画型のまちづくりを目指し、市民参画型のまちづくり・コミュニティづくりに関する調査研究と政策提言、市民参画型のプログラム開発と推進、非営利組織の事業および組織運営の支援などに関する諸活動を行う。

平成二十年十月三日  
 埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百十八号  
 埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号)第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十年十月三日  
 埼玉県知事 上田清司

一件名

草加都市計画事業(仮称)三郷インター南部土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所  
 ア 平成二十年十一月一日(土)午前十時から正午まで 八潮市「ゆまにて」  
 イ 平成二十年十一月一日(土)午後二時から四時まで 三郷市役所七階大会議室

三 事業者及び都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 三郷市長 木津 雅晟  
 埼玉県三郷市花和田六四八番地一

四 意見を聴こうとする事項  
 草加都市計画事業(仮称)三郷インター南部土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

平成二十年十月三日  
 埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百十九号  
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号及び第三号並びに第五十三条第一項本文の規定により平成20年8月指定事業者

介護保険  
 事業所番号 1170402471  
 事業所名称 ジャパンケアサービス ハッピー川越・ヘルパーステーション 川越市新宿町6-1-10 町田ビル1階 訪問介護

事業所所在地  
 サービス種類  
 申請者名称 株式会社 ジャパンケアサービスグループ  
 指定年月日 平成20年8月1日

埼玉県知事 上田清司

|            |             |                   |                          |              |            |                 |           |
|------------|-------------|-------------------|--------------------------|--------------|------------|-----------------|-----------|
| 1170402471 | ジャパンケアサービス  | ハッピー川越・ヘルパーステーション | 川越市新宿町6-1-10 町田ビル1階      | 介護予防訪問介護     | 株式会社       | ジャパンケアサービスグループ  | 平成20年8月1日 |
| 1170402489 | ジャパンケアサービス  | ハッピー川越・居宅介護支援事業所  | 川越市新宿町6-1-10 町田ビル1階      | 居宅介護支援       | 株式会社       | ジャパンケアサービスグループ  | 平成20年8月1日 |
| 1170500795 | ケアパートナー     | ゆうゆう              | 南埼玉郡宮代町宮代2丁目5番10号        | 訪問介護         | ケアパートナー    | ゆうゆう合同会社        | 平成20年8月1日 |
| 1170500795 | ケアパートナー     | ゆうゆう              | 南埼玉郡宮代町宮代2丁目5番10号        | 介護予防訪問介護     | ケアパートナー    | ゆうゆう合同会社        | 平成20年8月1日 |
| 1170801664 | ケアセンター      | あおぞら              | 越谷市大澤3219番19             | 居宅介護支援       | 医療法人       | 埼玉光明会           | 平成20年8月1日 |
| 1170900680 | 株式会社        | ちゅらら              | 久喜市吉羽1914-7 ベルハイツ103号    | 福祉用具貸与       | 株式会社       | ちゅらら            | 平成20年8月1日 |
| 1170900680 | 株式会社        | ちゅらら              | 久喜市吉羽1914-7 ベルハイツ103号    | 特定福祉用具販売     | 株式会社       | ちゅらら            | 平成20年8月1日 |
| 1170900680 | 株式会社        | ちゅらら              | 久喜市吉羽1914-7 ベルハイツ103号    | 介護予防福祉用具貸与   | 株式会社       | ちゅらら            | 平成20年8月1日 |
| 1170900680 | 株式会社        | ちゅらら              | 久喜市吉羽1914-7 ベルハイツ103号    | 特定介護予防福祉用具販売 | 株式会社       | ちゅらら            | 平成20年8月1日 |
| 1171000332 | ケアサポート      | こいざみ              | 八潮市南後谷430-2 コーポホーヤ102号室  | 居宅介護支援       | 株式会社       | トラストメデイカルケアサービス | 平成20年8月1日 |
| 1171000415 | 訪問介護事業所     | しらとり              | 八潮市八條1313番地              | 訪問介護         | ケア・ライフ株式会社 |                 | 平成20年8月1日 |
| 1171000415 | 訪問介護事業所     | しらとり              | 八潮市八條1313番地              | 介護予防訪問介護     | ケア・ライフ株式会社 |                 | 平成20年8月1日 |
| 1171101304 | あずまや        |                   | 北葛飾郡杉戸町清地二丁目16番5号        | 通所介護         | 株式会社       | CON VISTA       | 平成20年8月1日 |
| 1171101304 | あずまや        |                   | 北葛飾郡杉戸町清地二丁目16番5号        | 短期入所生活介護     | 株式会社       | CON VISTA       | 平成20年8月1日 |
| 1171101304 | あずまや        |                   | 北葛飾郡杉戸町清地二丁目16番5号        | 介護予防通所介護     | 株式会社       | CON VISTA       | 平成20年8月1日 |
| 1171101304 | あずまや        |                   | 北葛飾郡杉戸町清地二丁目16番5号        | 介護予防短期入所生活介護 | 株式会社       | CON VISTA       | 平成20年8月1日 |
| 1171900903 | 株式会社        | アムス               | 戸田市笹目六丁目17番地の1-106       | 福祉用具貸与       | 株式会社       | アムス             | 平成20年8月1日 |
| 1171900903 | 株式会社        | アムス               | 戸田市笹目六丁目17番地の1-106       | 特定福祉用具販売     | 株式会社       | アムス             | 平成20年8月1日 |
| 1171900903 | 株式会社        | アムス               | 戸田市笹目六丁目17番地の1-106       | 介護予防福祉用具貸与   | 株式会社       | アムス             | 平成20年8月1日 |
| 1171900903 | 株式会社        | アムス               | 戸田市笹目六丁目17番地の1-106       | 特定介護予防福祉用具販売 | 株式会社       | アムス             | 平成20年8月1日 |
| 1172300525 | 株式会社        | 愛和 和光営業所          | 和光市本町15-51 2F            | 訪問入浴介護       | 株式会社       | 愛和              | 平成20年8月1日 |
| 1172300525 | 株式会社        | 愛和 和光営業所          | 和光市本町15-51 2F            | 居宅介護支援       | 株式会社       | 愛和              | 平成20年8月1日 |
| 1172502922 | ジャパンケアサービス  | ハッピー所沢・ヘルパーステーション | 所沢市松葉町7-15 ニューターバン第1ビル2階 | 訪問介護         | 株式会社       | ジャパンケアサービスグループ  | 平成20年8月1日 |
| 1172502922 | ジャパンケアサービス  | ハッピー所沢・ヘルパーステーション | 所沢市松葉町7-15 ニューターバン第1ビル2階 | 介護予防訪問介護     | 株式会社       | ジャパンケアサービスグループ  | 平成20年8月1日 |
| 1172502930 | ジャパンケアサービス  | ハッピー所沢・居宅介護支援事業所  | 所沢市松葉町7-15 ニューターバン第1ビル2階 | 居宅介護支援       | 株式会社       | ジャパンケアサービスグループ  | 平成20年8月1日 |
| 1173101898 | デイサービス      | ねこの手本舗            | 熊谷市上之2032番地2             | 介護予防通所介護     | 株式会社       | ねこの手本舗          | 平成20年8月1日 |
| 1174501344 | 居宅介護支援事業所   | ひろ                | 大里郡寄居町赤浜1824番地9          | 居宅介護支援       | 株式会社       | エイトキューブ         | 平成20年8月1日 |
| 1174601227 | すずきケアマネジメント |                   | 深谷市矢島769番地4              | 居宅介護支援       | 合同会社       | すずきケアマネジメント     | 平成20年8月1日 |
| 1174900751 | 心をつなぐ介護相談室  | 奏                 | 秩父市中央町4-9-5              | 居宅介護支援       | 有限会社       | アツクエアルアクセス      | 平成20年8月1日 |
| 1175700507 | 介護ショップ      | たくの               | 蓮田市上1-8-5                | 福祉用具貸与       | 株式会社       | 拓乃総庭            | 平成20年8月1日 |
| 1175700507 | 介護ショップ      | たくの               | 蓮田市上1-8-5                | 特定福祉用具販売     | 株式会社       | 拓乃総庭            | 平成20年8月1日 |
| 1175700507 | 介護ショップ      | たくの               | 蓮田市上1-8-5                | 介護予防福祉用具貸与   | 株式会社       | 拓乃総庭            | 平成20年8月1日 |

|            |              |              |
|------------|--------------|--------------|
| 1175700507 | 介護ショップ たくの   | 蓮田市上1-8-5    |
| 1175700515 | 居宅介護支援フローラ蓮田 | 蓮田市黒浜3561-2  |
| 1175700523 | あおいデイサービス    | 蓮田市根金1698番地1 |
| 1175700523 | あおいデイサービス    | 蓮田市根金1698番地1 |
| 1175700531 | あおいショートステイ   | 蓮田市根金1698番地1 |
| 1175700531 | あおいショートステイ   | 蓮田市根金1698番地1 |

埼玉県告示第千三百二十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料、手数料及び物品売払代金の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成二十年十月三日

埼玉県知事 上田清司

| 施設の種類              | 受託者の住所、名称及び代表者氏名                                    | 委託期間                                     |
|--------------------|---|--|
| 埼玉県総合リハビリテーションセンター | 東京都千代田区神田佐久間町3丁目2番地<br>株式会社 日本医療事務センター<br>代表取締役 土屋修 | 平成二十年<br>十月一日か<br>ら平成二十<br>三年九月三<br>十日まで |

埼玉県告示第千三百二十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十月三日

埼玉県知事 上田清司

- 一 届出の概要等
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ベイシアモール滑川(N街区)

|              |                 |           |
|--------------|-----------------|-----------|
| 特定介護予防福祉用具販売 | 株式会社 拓乃総庭       | 平成20年8月1日 |
| 居宅介護支援       | 株式会社 関東メデイカル・ケア | 平成20年8月1日 |
| 通所介護         | 有限会社 おおしま       | 平成20年8月1日 |
| 介護予防通所介護     | 有限会社 おおしま       | 平成20年8月1日 |
| 短期入所生活介護     | 有限会社 おおしま       | 平成20年8月1日 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 有限会社 おおしま       | 平成20年8月1日 |

比企郡滑川町大字羽尾字大道二千三百二十六の一外

変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 六三五台

(変更後) 位置 図面省略 五五一台

ハ 変更年月日

平成二十一年五月二十日

二 届出年月日

平成二十年九月十九日

二 縦覧期間

平成二十年十月三日から平成二十一年二月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十月三日から平成二十一年二月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千三百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、川島町長から次の土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。  
平成二十年十月三日

一 事業

川島町宮土地改良事業(基盤整備促進事業(農道))

二 地区

川島町小見野地区

三 工事を完了年月日

平成二十年三月三十一日

埼玉県告示第千三百二十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。  
平成二十年十月三日

埼玉県知事 上田清司

|            |             |        |          |             |    |
|------------|-------------|--------|----------|-------------|----|
| 伝染病及び家畜の種類 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 頭数及び群数 | 発生場所又は区域 | 発生年月日       | 処置 |
| ヨーネ病       | 疑似患畜        | 二頭     | 熊谷市      | 平成二十年九月二十五日 | 隔離 |

埼玉県告示第千三百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第一項の規定により県営土地改良事業大里中央地区(農業用道路の新設・変更事業)事業計画を変更したので、同条第六項において準用

する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
平成二十年十月三日

埼玉県知事 上田清司

一 縦覧期間

平成二十年 十月 六日から  
平成二十年十一月 四日まで

二 縦覧場所

深谷市役所

埼玉県告示第千三百二十五号

三郷市から草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。  
平成二十年十月三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百二十六号

本庄市から本庄都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。  
平成二十年十月三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百二十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。  
平成二十年十月三日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

鷺宮町西大輪特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和五十八年二月四日から  
平成二十一年三月三十一日まで

三 施行地区

鷺宮町大字西大輪字水口、字原、字杉内、字下出、字宿、字外野前、字川原、字古川の各一部  
鷺宮町大字東大輪字新道、字明德、字中島、字浅間下の各一部  
鷺宮町大字外野字中島、字前、字深田の各一部

四 事務所の所在地

北葛飾郡鷺宮町桜田一丁目4番4

五 設立認可の年月日

昭和五十八年二月四日

六 変更認可の年月日

平成二十年十月三日

埼玉県告示第千三百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月三日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年七月二十五日

指令杉整第二〇〇〇六〇〇号

二 検査済証番号

平成二十年九月二十九日第四十四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菑蒲町大字菑蒲字西堀一四

九五番一、一四九五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市大宮区桜木町二丁目二八

六番地

株式会社 アイダ設計

代表取締役 會田 貞光

埼玉県告示第千三百二十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条第四項の規定に基づき指定した収納代理金融機関に関し、次のとおり合併による名称の変更があった。

平成二十年十月三日

埼玉県知事 上田清司

|           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 変更前の名称    | 変更後の名称     | 変更年月日     |
| 上尾市農業協同組合 | あだち野農業協同組合 | 平成二十年十月一日 |

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十年十月三日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎本 恵樹

| 指定番号 | 指定年月日       | 指定した道路の位置             | 道路の幅員<br>(単位メートル) | 道路の延長<br>(単位メートル) | 申請者の住所及び氏名又は名称   |
|------|-------------|-----------------------|-------------------|-------------------|--|
| 第一一号 | 平成二十年九月二十五日 | 北足立郡伊奈町栄一丁目六十二一、六十二一八 | 四・〇〇              | 一三三・七八            | 北足立郡伊奈町大字小室千五百七十二<br>加藤 新一<br>北足立郡伊奈町栄一丁目六十一一<br>渡邊 久子 |

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月三日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成二十年七月十七日

指令飯整第二〇〇〇一六〇号

二 検査済証番号

平成二十年九月二十九日

飯整第二〇〇〇一八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字岩井字琵琶橋一

四八六番一、一四八七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

毛呂山町大字西大久保一〇〇番地二

峯岸 和子

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十年十月三日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月三日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大野東松山線
- 三 道路の区域

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

| 旧新別 | 区   | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考          |
|-----|---|---|-----------------|--------------|-------------|
| 新   | 比企郡ときがわ町大字田中字藤坂三〇番地先から同郡同町大字馬場字川原四四番一地先まで |   | 七・七〇            | 一三二四・六〇      | 自転車歩行者道整備工事 |
| 旧   |   |   | 一・二・三〇          |              |             |
|     |   |   | 〽一七・二〇          |              |             |
|     |   |   | 〽二二・二〇          |              |             |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十年十月三日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月三日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大野東松山線
- 三 道路の区域

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

| 旧新別 | 区   | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考                         |
|-----|---|---|-----------------|--------------|----------------------------|
| 新   | 比企郡ときがわ町大字西平字横道三〇〇五番一地先から同郡同町大字西平字曲玉谷二九一二番三地先まで |   | 六・五〇            | 一八三・〇〇       | 地方特定道路(改築)整備工事(曲玉谷橋・取付道路工) |
| 旧   |   |   | 〽一〇・〇〇          |              |                            |
|     |   |   | 八・五〇            | 一七一・〇〇       |                            |
|     |   |   | 〽二八・五〇          |              |                            |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十年十月三日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月三日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大野東松山線
- 三 道路の区域

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

| 新                | 旧  | 旧新別               |
|------------------|--|-------------------|
|                  | 比企郡ときがわ町大字番匠字宿四四〇番六地先から同郡同町大字番匠字原二八七番一地先まで | 区 間               |
| 一〇・五〇<br>〽一一・〇〇  | 七・七〇<br>〽九・七〇                              | 敷地の幅員<br>(メートル) 長 |
| 四三・二〇            |  | 延<br>(メートル) 長     |
| 地方特定道路(交通安全)整備工事 |  | 備 考               |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月三日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大野東松山線
- 三 道路の区域

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

| 新               | 旧  | 旧新別               |
|-----------------|--|-------------------|
|                 | 比企郡ときがわ町大字田中字螺向三二四番一地先から同郡同町大字田中字中組二二五番一地先まで | 区 間               |
| 一一・〇〇<br>〽三四・〇〇 | 八・五〇<br>〽一六・〇〇                               | 敷地の幅員<br>(メートル) 長 |
| 二七〇・六〇          |  | 延<br>(メートル) 長     |
| 交通安全施設歩道整備工事    |  | 備 考               |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百三十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月三日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

| 新 | 旧 | 旧新別 | 区  | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル)                 | 延<br>(メートル)長 | 備<br>考         |
|---|---|-----|--|---|---------------------------------|--------------|----------------|
|   |   |     | 秩父郡東秩父村大字皆谷字皆谷四番四地先から同郡同村大字皆谷字皆谷二一番五地先まで |   | 五・三〇<br>一〇・五〇<br>一六・四〇<br>一六・七〇 | 五三〇・〇〇       | 地方特定道路(改築)整備工事 |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月三日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年七月十八日

第二〇〇三四〇号

二 検査済証番号

平成二十年九月二十五日

第二〇〇〇六三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字大和田字西谷町一

四 一 九一三

開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字大和田三二五―一

矢部 真佐美

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月三日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年五月二十七日

第一九〇一二二一号

二 検査済証番号

平成二十年九月二十六日

第二〇〇〇六八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字志賀字金平五〇七

四 一 一四

開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字志賀五〇七―五

水野 榮

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月三日

埼玉県行田県土整備事務所長

南沢 郁一郎

一 許可番号

平成二十年九月二十四日

指令行整第一九〇〇六九一号

二 検査済証番号

平成二十年九月二十五日第十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字旗井字沖六三

〇一、六三〇一、六三一―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡大利根町大字中渡一

〇一五

根岸 利雄

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年五月二十一日

指令杉整第二〇〇〇五〇号

二 検査済証番号

平成二十年九月二十五日

杉整第九〇七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字新堀字八東二四

四 一 五

開発許可を受けた者の住所及び氏名

加須市南町一五―六六 エルディム

柿沼二〇三三号

堀部 信和・堀部 まなぶ



- ~~~~~
- 一 許可番号  
平成二十年九月二十二日  
指令杉整第二〇〇〇八二〇号
- 二 検査済証番号  
平成二十年九月二十九日  
杉整第九一四一—号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称  
北葛飾郡栗橋町大字狐塚字三番一二  
三—三、一二三—四
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北葛飾郡栗橋町大字狐塚一二三
- ~~~~~
- 鈴木 伸弘
- ~~~~~
- 埼玉県教委告示第四十号  
埼玉県教育委員会定例会を次のとおり  
招集する。  
平成二十年十月三日  
埼玉県教育委員会委員長  
高橋 史朗
- 一日時  
平成二十年十月九日 午前九時二十
- ~~~~~
- 二 場所  
さいたま市浦和区高砂三丁目十五番  
一号
- 三 議題  
イ 埼玉県教育振興基本計画大綱につ  
いて  
ロ その他

埼玉県監査委員告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。  
平成20年10月3日

- 埼玉県監査委員 春日 敏彦  
埼玉県監査委員 米田 正巳  
埼玉県監査委員 樋口 邦利  
埼玉県監査委員 小島 信昭

1 団体の別措置状況

| 監査対象団体<br>所 管 部 局                           | 監査結果の公表年月日<br>(県報の号数)  | 監 査 の 結 果  | 講 じ た 措 置  |
|---|------------------------|--|--|
| 嵐山郷<br>児童養護施設おお里<br>障害者交流センター<br>福祉部(社会福祉課) | 平成20年2月29日<br>(第1957号) | <p>部局への注意<br/>嵐山郷、児童養護施設おお里及び障害者交流センターにかかると指定管理業務において、管理目標を設定してはなかつた。<br/>管理目標は、県と指定管理者が協議のうえ県が設定するものであり、県は指定管理者制度導入の趣旨を踏まえ、適切な管理目標を設定し、指定管理者に示す必要がある。</p> | 平成18年度の指定管理導入時には、具体的な管理目標ではなく、理念を定めていたが、平成19年度は各施設において具体的目標を一つ設定した。さらに平成20年度は目標の設定方法を工夫し、施設ごとに複数の管理目標の設定を行い、適切な維持管理に努める。 |
| 財団法人埼玉県産業文化センター                             | 平成20年2月29日<br>(第1957号) | 団体への意見<br>施設の維持管理に係る工事・委託契約の多くが業務の   | 維持管理に係る内容等を検討した結果、清掃業務について   |

2 部局の措置状況

|   |   |   |  |
|---|---|---|--|
| <p>産業労働部<br/>(産業労働政策課)</p>  |   | <p>特殊性等を理由に1者による随意契約となっていたが、業務内容を再点検の上、可能な限り、経済性や競争性を踏まえた入札・契約方法を導入する必要がある。</p>   | <p>て、平成20年度から指名競争入札を実施した。また、他の工事・委託についても、今後は業務内容に応じ、可能な限り競争性を踏まえた入札・契約方法等を実施することとした。</p>   |
| <p>対象部局<br/>県民生活部<br/>(旧：総合政策部、総務部)<br/>環境部<br/>福祉部<br/>都市整備部<br/>教育局</p> | <p>監査結果の公表年月日<br/>(県報の号数)<br/>平成20年2月29日<br/>(第1957号)</p> | <p>監査の結果<br/>部局への意見<br/>緊急性などを理由に、本来は施設設置者である県が実施すべき施設の改修や協定書で定める基準を超えた修繕を指定管理者が実施している例が見られた。<br/>また、今後、施設設備や展示物等の老朽化に伴う修繕費等の増加が施設の適正な維持管理や指定管理業務に影響を及ぼす恐れもある。<br/>県は、施設の適正な維持管理と利用者の安全・快適な利用を確保するため、施設設置者として中長期の修繕計画を作成し、計画的に修繕を進めていく必要がある。<br/>また、修繕の実施に当たっては、協定書に定める「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」の遵守に努める必要がある。</p> | <p>講じた措置<br/>(県民生活部)<br/>中長期計画の修繕計画を作成済みの施設については、計画に基づき修繕が行われるよう努めており、未作成の施設については、作成する予定である。<br/>修繕の実施にあたっては、協定書に定める「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」に基づき施設の適正な維持管理に努めていく。<br/>(環境部)<br/>中長期的な大規模修繕等については、指定管理者と調整しながら、施設設備の耐用年数等の状況及び予算の配分等、優先順位を踏まえた修繕計画を平成20年度中に作成する予定である。<br/>(福祉部)<br/>嵐山郷などの県立社会福祉施設については、建築後の経過年数などを踏まえ、中・長期的な計画を作成し、必要な修繕を実施している。<br/>修繕の実施にあたっては、協定書に定める「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」に基づき適切な施設の維持管理に努めていく。<br/>(都市整備部)<br/>施設の計画的な修繕については、平成19年度に熊谷スポーツ文化公園の陸上競技場の修繕計画を策定した。今後は、他の公園施設について修繕計画を進める予定である。<br/>修繕の実施にあたっては、協定書の「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」に基づき、適正な運用に努めていく。</p> |

|                  |                        |  |  |
|------------------|------------------------|--|--|
| 保健医療部<br>(医療整備課) | 平成20年6月27日<br>(第1991号) | <p>部局への注意</p> <p>看護師等養成所運営費補助金及び看護師等養成所教育強化費補助金の額の算定に当たり、県は補助団体に対し統一的な基準を示して具体的な指導を行っていないかった。また、交付申請書や実績報告書等の審査事務も十分に実施していなかった。</p> <p>県は、補助金の事務処理が補助団体によって異なった取扱いとならないよう、定期的に事務研修会を開催するなど、法人に対し適正な指導監督を行う必要がある。</p> | <p>(教育局)</p> <p>さいたま文学館における中長期的な施設整備について、県の大規模改修計画や中間改修計画により、指定管理者と調整しながら、実施していく。</p> <p>修繕の実施については、協定書に定める「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」の遵守に努めていく。</p> <p>看護師等養成所の事務担当者を対象とした説明会を開催し、厚生労働省通知等に基づく統一的な基準を周知徹底するなど、適正な指導監督を行った。</p> <p>また、実績報告書等については、より詳細な関係書類の添付を求めることとし、関係職員においては改めて基準等を確認した上で、入念な審査を行うこととした。</p> |
|------------------|------------------------|--|--|

埼玉県監査委員告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき監査の結果に関する報告及び同条第10項の規定に基づき意見を次のとおり公表する。

平成20年10月3日

埼玉県監査委員 春日敏彦  
 埼玉県監査委員 米田正巳  
 埼玉県監査委員 樋口邦利  
 埼玉県監査委員 小島信昭

1 監査結果

- (1) 監査の対象事務  
 平成19年度・平成20年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行
- (2) 監査の対象機関 185機関

|       |   |
|-------|---|
| 所管部局  | 監査対象機関  |
| 知事室長  | 秘書課(報道長、総合調整幹を含む)   |
| 企画財政部 | 企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、IT推進課、システム調整課(電子サービス推進室長を含む)、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課    |
| 総務部   | 人事課、職員課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課(特別徴収対策室長を含む)、入札企画課、入札審査課、入札執行課           |
| 県民生活部 | 広聴広報課、NPO活動推進課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、交通安全課(県民防犯推進室長を含む) |
| 危機管理部 | 危機管理課、消防防災課、化学保安課   |
| 環境部   | 環境政策課、温暖化対策課、青空再生課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、自然環境課(みどり再生推進室長を含む)                  |

|            |   |
|------------|---|
| 福祉部        | 福祉政策課、社会福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、障害者福祉課(障害者社会参加推進室長を含む)、福祉施設監査課、少子政策課、子育て支援課、こども安全課、精神保健福祉センター  |
| 保健医療部      | 保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、健康づくり支援課、疾病対策課、生活衛生課、食品安全課、業務課  |
| 産業労働部      | 産業労働政策課(観光振興室長を含む)、新産業育成課、商業支援課、工業支援課(産業拠点整備室長を含む)、企業誘致・経営支援課、金融課、勤労者福祉課、就業支援課、産業人材育成課  |
| 農林部        | 農業政策課(米づくり改革支援室長、農地活用推進室長を含む)、農産物安全課、畜産安全課、農業支援課、生産振興課、流通販売課、森づくり課(木材利用推進室長を含む)、農村整備課   |
| 県土整備部      | 県土整備総務課(県土づくり企画室長を含む)、技術管理課(工事検査員を含む)、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、建設業課  |
| 都市整備部      | 都市整備総務課、都市計画課(田園都市産業ゾーン推進室長を含む)、市街地整備課、公園課(スタジアム管理室長を含む)、下水道課、開発指導課、建築指導課、住宅課、営繕課、設備課、新都心事業調整課  |
| 会計管理者      | 出納総務課、会計管理課   |
| 企業局        | 総務課(契約局長、工事検査員を含む)、財務課、地域整備課、水道業務課、水道施設課、水道建設課  |
| 病院局        | 経営管理課(契約局長、工事検査員を含む)、循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター、精神医療センター  |
| 行政委員会等の事務局 | 議会事務局(秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室)、監査事務局(監査第一課、監査第二課)、人事委員会事務局(総務船与課、任用審査課)、労働委員会事務局(審査調整課)、収用委員会事務局  |
| 教育局        | 総務課(文教政策室長、全国高校総体推進室長を含む)、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課(生徒指導室長を含む)、保健体育課、特別支援教育課(学校・人事評価室長、高校改革推進室長を含む)、小中学校人事課、義務教育指導課、生涯学習文化財課(全国生涯学習フェスティバル推進室長を含む)、スポーツ振興課、人権教育課 |

|      |   |
|------|---|
| 警察本部 | 総務課(公安委員会室を含む)、文書課、広報課(けいさつ総合相談センター、音楽隊を含む)、情報管理課(照会センターを含む)、留置管理課(留置センターを含む)、会計課(監査室を含む)、施設課、装備課(装備技術センターを含む)、警務課(採用センター、犯罪被害者対策室、企画調整室を含む)、監察官室、教養課(現任教養推進室を含む)、厚生課、生活安全企画課(生活安全指導室、防犯のまちづくり推進室、生活安全特別捜査隊を含む)、少年課(少年サポートセンターを含む)、少年捜査課、生活環境第一課、生活環境第二課(環境犯罪対策室を含む)、地域課(航空隊を含む)、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課(刑事指導室を含む)、捜査第一課(検視調査室を含む)、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通企画課(交通安全対策推進室を含む)、交通指導課(放置駐車対策センターを含む)、交通捜査課、交通規制課(交通管制センターを含む)、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転教育課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、外事課(外事特別捜査隊、国際テロリズム対策室を含む)、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部(特別機動警察隊を含む)、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部 |
|------|---|

- (3) 監査実施日  
平成20年6月2日～平成20年7月25日
- (4) 監査の実施方針  
事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。
- (5) 監査の結果  
ア 指摘事項  
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。  
ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。  
イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。
- イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。  
 ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。  
 1) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。  
 監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

| 機関・職制名           | 監査の結果  |
|------------------|--|
| 企画財政部<br>システム調整課 | 平成19年度の県庁LAN機器賃借及び運用管理業務委託は、総合評価方式により行われた。<br>入札価格において82,047千円高かったが、技術点で高得点を上げた価格点2位の業者が落札者となり、約764,200千円で契約した。<br>しかし、この入札は、評価方法等に以下のような課題があった。<br>1 価格点は、入札価格が下がるにつれ得点が高がる算定となっており、契約の履行が懸念されるような安値入札でなければ高得点が得られない。今回の入札の価格点と技術点の配点割合である4対6以上に、価格点の実質的な配点割合は低くなっている。<br>2 技術点は、大半の評価項目において、順位に従い、配点10点に対し1位10点、2位5点、3位3点のように一律の評価得点を算定しており、実際の技術水準を反映した評価となっていない。<br>3 落札者の決定に当たっては、学識経験者等3名と職員3名で構成された総合評価審査委員会において評価及び採点を行ったが、技術面での評価と運用面での評価を合わせて行ったため、評点が特定の1者に大きく集中した。 |
| 総務部<br>職員課       | 「埼玉県職員住宅維持管理業務委託」は、部の契約業者等選定委員会において、3業者を選定したのち、見積合わせを行い、19,425千円で随意契約により契約を締結した。<br>職員課は、競争入札資格要件を公示していなかったため、競争入札を実施できないとし、随意契約を採用  |

|       |       |  |
|-------|-------|--|
| 総務部   | 職員課   | <p>定期健康診断、特定業務従事者健康診断、肺・大腸がん検診に係る「健康診断業務委託」は、部の契約業者等選定委員会において、3医療機関を選定したのち、見積合わせを行い、執行予定額 約25,490千円で随意契約による単価契約を締結した。<br/>                     職員課は、競争入札資格要件を公示していなかったため、競争入札を実施できないとし、随意契約を採用していた。競争入札資格要件を公示し、競争入札を実施すべきであった。</p>  |
| 県民生活部 | 人権推進課 | <p>「人権啓発ポスター(強調月間用) 鉄道車内掲出業務委託」において、企画提案型随意契約を約1,943千円で締結している。<br/>                     この契約を行う理由として「事前に掲載可能路線及び価格を見積もるのは困難」とある。しかし、過去数年も同様の契約実績があったことから、十分な調査を行うことにより、掲載可能路線や価格を見積もることが可能であった。<br/>                     過去の実績から、必要かつ合理的な仕様書を作成し、競争入札をすべきであったにもかかわらず、企画提案型随意契約を採用したことは適切性に欠けていた。</p> |
| 県民生活部 | 青少年課  | <p>子どもたちを地域で育む事業は、平成19年度予算10,000千円に対し、執行額は3,835千円であり、予算額の約38%にとどまった。<br/>                     制度開始当初の16年度は7割近くの執行があったが、17・18年度はそれぞれ10%台にとどまり、未だ十分な改善策が講じられていない。</p>  |

|         |       |   |
|---------|-------|---|
|         | 消費生活課 | <p>実施した事業もリーフレットの全戸配布や街頭キャンペーンなど小規模、単発的な事業にとどまっていた。より効果があり、市町村にとっても魅力的な、幅広い総合的な事業となるよう抜本的に見直す必要がある。</p>   |
| 県民生活部   | 消費生活課 | <p>特定商取引法は、訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、トラブル防止のルールを定めており、問題のある事業者に対しては、県が自ら調査し処分する権限を付与している。近時問題となった事案について、東京都が平成18年7月に、神奈川県が19年3月に行政指導を行っていた。この情報は隔月ごとに開催される都県間の連絡会議の場などを通じて本県も入手していた。</p> <p>この事案については、本県においても、17年度に4件、18年度に15件の相談・苦情を受け付けていた。19年度には、6月末までにクーリング・オフや商品の不具合等に関する相談・苦情を5件受け付けていた。</p> <p>こうした中で、国は19年7月から広域的な事案として調査を開始し、20年7月に業務停止命令処分を行った。</p> <p>県が迅速かつ的確に対応することにより、県民の被害を最小限に抑えることができたはずであり、県民生活を守る立場から積極的に対応すべきであった。</p> |
| 危機管理防災部 | 消防防災課 | <p>「防災行政無線施設保守点検業務委託」は、地上系と衛星系の2系列があり、専門業者に保守管理業務を委託している。</p> <p>当該委託業務は、施設の稼働以降平成17年度まで、地上系と衛星系とは個別に契約を行っていたが、18・19年度は両系統を一括契約して、各年度とも、約71,116千円で契約した。</p> <p>20年度は、「保守管理業務において、設置業者でなければ迅速な対応がとれないケースが生じ、防災活動に支障を来すおそれがあった。」という理由で、地上系と衛星系に分けそれぞれ一般競争入札を実施した。</p> <p>19年度の委託契約が、設置業者以外では履行困難であったのならば、20年度は仕様や業務の切り分けなどを見直すべきであり、単に地上系と衛星系に分けて競</p>  |

|         |       |  |
|---------|-------|--|
| 危機管理防災部 | 消防防災課 | <p>争入札を実施したことは不適切であった。</p> <p>「第28回八都県市合同防災訓練会場設営業務」は、当初、平成19年8月7日に、予定価格約10,245千円で一般競争入札を行い、5者が参加したが、予定価格以内の入札者がいなかった。</p> <p>このため3日後に、当初は一つの業務としていたものを「特殊造作物設営・撤去」、「一般造作物設営・撤去」、「会場設営・撤去及び運営業務」の3つに分け、見積り合わせを行った。3業務とも同一業者と契約をしたが、合計の契約額は当初より約2,000千円高い12,411千円であった。</p> <p>この契約手続は、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 随意契約に当たり、業務を3分割とする合理的な理由が認められない。</li> <li>2 当初一括では、資材運搬費が525千円の積算であったが、分割後は、合計が1,575千円となるなど、予定価格が約2,248千円上がった根拠が不明確である。</li> <li>3 本業務は、例年行われているものであり、早期に当初入札を実施していれば、再度、一般競争入札を実施することも可能であった。</li> </ol> |
| 危機管理防災部 | 化学保安課 | <p>平成19年度の登録電気工事事業者に対する立入検査は、全約3千事業所のうち19事業所に対して行い、11事業所13件の標識の掲示がないなどの違反を確認したが改善状況は電話確認のみであった。</p> <p>また、業務内容等報告書を90事業所から徴取し、65事業所103件の違反のおそれがある行為を確認したことから、不適合事項について改善するよう通知を出している。</p> <p>現状の指導では不十分であるため、以下のとおり改善する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 立入検査によって違反を発見した場合は、再度立入検査を実施する、又は改善状況報告書の提出を求めるなど、確実な方法で改善状況を確認する。</li> <li>2 違反等の発生原因について分析し、その内容を関係機関に周知するなど、法令遵守の徹底に努める。</li> </ol>  |

|                      |                              |  |
|----------------------|------------------------------|--|
| <p>環境部<br/>都市整備部</p> | <p>温暖化対策<br/>課<br/>都市計画課</p> | <p>ヒートアイランド現象対策は、環境部と都市整備部を中心として、総合的な施策を推進する必要がある。環境部が18年度に実施した「ヒートアイランド現象実態調査」及び八都県市が19年度に実施した「風の道に関する調査・研究業務」には、再開発等に当たっての風の道の確保や、越谷レイクタウンを例に挙げた水辺の活用など、具体的な都市計画手法による対策が示されている。</p> <p>ところが、都市整備部が新たな都市計画の指針として19年度に策定した「まちづくり埼玉プラン」には、ヒートアイランド対策について具体的な方策はなく、当実態調査の結果が反映されなかった。</p> <p>これは、同プランの検討において、両部間の連携・調整が十分に行われていなかったためである。両部の連携が図られないまま、ヒートアイランド現象対策が進められていることには問題がある。</p>  |
| <p>環境部</p>           | <p>青空再生課</p>                 | <p>自動車公害監察事業は、粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車について、路上及び事業所において検査を実施している。</p> <p>平成19年度は、基準を満たさない違反車両341台に警告書等を発布したが、そのうちの56台については、度重なる行政指導にもかかわらず改善計画書が提出されていない。</p> <p>16年度は1台、17年度は8台、18年度は7台の車両について、改善計画書が提出されていないにもかかわらず、運行禁止命令が発出されていない。</p> <p>行政指導に従わず改善計画書を提出しない使用者に対しては命令を発出し、従わない者は警察に告発するなど、厳格な対応を図るべきであった。</p>  |
| <p>環境部</p>           | <p>水環境課</p>                  | <p>浄化槽検査監視指導事業では、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を進め、生活環境の保全を図っている。</p> <p>汚水のたれ流しを改善し流域の合併浄化槽等を適正に維持・管理していくことは、河川の浄化対策に極めて重要であり、浄化槽法に基づき法定検査の受検指導を強力に行うことが緊急の課題となっている。</p> <p>現在ある浄化槽台帳は、十分に実態が反映されて</p>   |
| <p>環境部</p>           | <p>産業廃棄物<br/>指導課</p>         | <p>いない。このため、19年度から実態把握に努めているところであるが、その基礎データは県内浄化槽の全数を網羅したものではない。</p> <p>また、19年度に実施した「よみがえれ！豊かな川づくり事業」で、河川浄化運動に取り組んだ元荒川上流、元荒川中流、不老川の3地域や水質汚濁が著しい藤右衛門川については、浄化槽の設置や管理状況の把握が極めて重要であり、悉皆で立入検査を行い確認すべきであった。</p> <p>県内浄化槽の設置や管理の状況を把握せず、十分な立入検査を行わないまま河川の浄化対策を進めてきたことに問題があった。</p>  |
| <p>環境部</p>           | <p>産業廃棄物<br/>指導課</p>         | <p>埼玉県土砂条例では、3,000㎡以上の土地に土砂のたい積を行う場合には、県知事の許可を受ける必要がある。</p> <p>その「解釈及び運用」では、土砂のたい積区域は「物理的一体性、機能的同一性、事業者の同一性、施工時期の近接性を勘案して総合的に判断する必要がある」とされている。</p> <p>しかし、県ホームページで公開されている同条例の「Q&amp;A」では、「道路で分断されれば、別の土砂のたい積とみることができると単純な解釈が示されている。このような解釈は、土地を分割してたい積することによる意図的な条例逃れを許してしまうおそれがある。</p> <p>平成19年度に、寄居町の休耕田で農地法に違反して行われた土砂のたい積は、間に1筆の土地を挟み、1,771㎡と1,540㎡の2区画の土地で行われたため、同条例に基づき許可は不要と判断されたが、同条例の「解釈及び運用」からみて適切な対応ではなかった。</p> <p>このような誤った指導が行われないよう、環境部として統一した解釈・運用を徹底するべきである。</p> <p>PCB廃棄物保管事業者指導では、毎年度、保管状況について届出の指導を行っているが、保管事業者の約2割にあたる400以上の者が届出を行わない状況が続いている。</p> <p>PCB廃棄物の管理では、全国的に事業者の長期に</p> |

|     |         |  |
|-----|---------|--|
| 環境部 | 資源循環推進課 | <p>渡る保管中の紛失や不適正な処理が発生しているため、厳しい管理が求められている。</p> <p>未届者に対しては、立入検査を行うとともに、悪質な者に対しては、罰則の適用を視野に入れた厳格な指導を行うべきであった。</p>   |
| 福祉部 | 福祉政策課   | <p>「埼玉県ごみの散乱防止に関する条例」に関する事業として、ごみの散乱防止を訴えるチラシを作成・配布するなど啓発活動を行っている。</p> <p>しかし、県はこの条例に基づく取締りやパトロールをほとんど行ったことはなく、違反者を摘発して罰則を適用した例もない。</p> <p>依然として、国道や県道などの交差点周辺を始めごみが散乱している場所も多く、ごみの散乱行為が改善されたとはいえない。</p> <p>警察と連携してごみの散乱が著しい交差点周辺の集中的な取締りを行ったり、地域住民の協力を得てパトロールを実施するなど、条例の実効性を十分に確保するための運用を行っていないかった。</p> |
| 福祉部 | 子育て支援課  | <p>福祉コミュニティ・ビジネス創造事業は、企画提案方式により、委託料1,500千円で、随意契約を締結した。</p> <p>本事業は、コミュニティ・ビジネスに関する知識を持ち、一定の経験に裏付けされた研修等を企画、実施する能力を備えた事業者を選定するため、企画提案を求めたものである。</p> <p>この企画に基づき実際に行われたのは11日間のセミナーで、参加予定者50人に対し、8人にとどまった。委託内容は、セミナーの企画・開催であり、セミナーの目的・対象等を示した仕様書を作成し、競争入札を行うべきであった。</p>                                     |
| 福祉部 |         | <p>さいたま市にある保育園の建物が平成13年3月に取り壊され、補助金を返還することとなったが、その後の返還の事務手続きがなされていなかった。</p> <p>国から17年11月、さらに19年5月に連絡を受け、手続きが行われ、実際に法人から県へ、補助金約5,695千円(内訳：国庫分約3,797千円、県費分約1,898千円)が返還されたのは20年3月となった。</p> <p>取り壊した後、国やさいたま市と適切な調整を行</p>  |

|       |                 |  |
|-------|-----------------|--|
| 保健医療部 | 疾病対策課           | <p>い、速やかに補助金の返還手続きを進めるべきであった。</p>  |
| 産業労働部 | 産業労働政策課(観光振興室長) | <p>平成19年度におけるエイズ検査機体等搬送業務委託は、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」との規定に基づき、随意契約により5者の見積合わせを実施し、4月2日に委託金額約1,053千円とする契約を締結している。</p> <p>しかし、定例的な事務であり、事前に準備することが可能であることから、緊急の必要があったとは認められず、競争入札を実施すべきであった。</p>                        |
| 産業労働部 | 産業労働政策課(観光振興室長) | <p>埼玉県皮革フェア会場装飾・イベント運営等業務委託は、2者から見積書を徴取の上、1,692千円で随意契約により契約を締結した。</p> <p>随意契約の理由として、イベントのスムーズな運営のため市内の業者と連絡調整を図れる企業であることが必要であるとしている。</p> <p>しかし、イベントは毎年実施し、定着しているものである。業務内容も会場設営、イベント業務等で特殊性はなく、競争入札をすべきであった。</p>        |
| 産業労働部 | 産業労働政策課(観光振興室長) | <p>埼玉県観光交流会2008開催業務委託は、3者から見積書を徴取の上、1,604千円で随意契約により契約を締結した。</p> <p>随意契約の理由として、効果の高い交流会の実現のために旅行業界に詳しい企業に限定する必要があるとしている。</p> <p>しかし、業務内容は商談会・懇親会の運営等であり特殊性はない。なお、旅行業者の子会社の広告代理店に限っても3社あり、競争入札をすべきであった。</p>                |
| 産業労働部 | 産業労働政策課(観光振興室長) | <p>埼玉県観光ボランティアガイド養成講座業務委託は、平成16年度から1者随意契約を行っていたが、19年度に企画提案型随意契約により1,702千円で契約した。</p> <p>その理由として、本県の観光に関する知識や、人材育成に関する知識を十分に持ち、観光に関するコンサルティングが可能な業者の中から講座内容等を勘案して委託先を決定する必要があることを挙げている。</p> <p>しかし、業務内容は、ガイド方法やガイドコースの</p> |



|                             |  |
|-----------------------------|--|
|                             | <p>設定方法などの研修の実施で、一般的なものであり、企画提案競技を行う必然性はなかった。<br/>また、企画提案の仕様があいまいなため、提案内容にばらつきがあり、企画提案の審査においても、客観的な評価基準が定められていなかった。<br/>当該事業は16年度から実施しており、3年間の実績から観光ボランティアの研修に必要なかつ合理的な仕様書を作成し、競争入札をすべきであったにもかかわらず、企画提案型随意契約を採用したことは適切性に欠けていた。</p>                                       |
| <p>産業労働部<br/>企業誘致・経営支援課</p> | <p>高度 IT 人材緊急育成事業では、中小企業の IT 人材を育成するため平成19年度は29,440千円を掛けて研修を行った。しかし、参加者は328人、定数の34%にとどまっている。<br/>17年度は参加者433人、参加率34%、18年度は475人、39%である。3年連続して参加率が低迷しており、改善が見られない。<br/>本事業については、利用の現状を踏まえて、中小企業の要望等を聴取して、支援の在り方や研修内容について見直しを行う必要がある。</p>                                   |
| <p>産業労働部<br/>企業誘致・経営支援課</p> | <p>明日の埼玉を創る渋沢スピリッツ人材育成事業人材育成プログラム業務委託は、平成19年度は4,639千円で契約した。業務内容は、高校での起業家教育を行うための教材の提供、教員への研修等を行うものである。<br/>平成18年度から同一業者に1者随意契約により契約しているが、その理由として、高校生を対象とした体系的プログラムは受託企業が開発したオリジナルなものであることを挙げている。<br/>しかし、産業人材育成を目的としたプログラムは他企業も持っている。競争入札をすべきところを1者随意契約としたことは不適切である。</p> |
| <p>産業労働部<br/>勤労者福祉課</p>     | <p>平成19年度の埼玉県の労働相談件数は、約3,600件である。しかし、東京都は55,000件、神奈川県は11,000件である。また、国の機関では、埼玉が54,000件、東京が132,000件、神奈川県が53,000件である。<br/>このように本県の相談件数は東京圏の中でも少ない</p>   |

|                        |  |
|------------------------|--|
|                        | <p>状況は長期間続いている。<br/>本県の労働相談を広く県民に PR し、休日や夜間の相談など効率的で利用者が相談しやすい体制を整備する必要がある。</p>   |
| <p>産業労働部<br/>就業支援課</p> | <p>若者自立支援センター埼玉運営事業業務委託は、平成19年度は提案競技により8,848千円、20年度は1者随意契約により8,799千円で契約した。<br/>1者随意契約の理由として、業務の性質から受託企業を変更せずに長期間継続して行うことにより効果が出るものであるとしている。<br/>しかし、19年度の提案競技において長期間継続する事業であることを明記せずに提案競技を行っている。また、約3割の利用者が精神的な問題を抱えており、長期支援を要するとしている。しかし、カウンセリングが長期にわたる必要があれば、委託業務の募集に当たって考慮すべきであった。<br/>業務内容に継続性が必要であるならば、長期間継続することを明記して入札又は提案競技を行うべきところを明記せずに契約を行ったことは適切ではない。</p> |
| <p>産業労働部<br/>就業支援課</p> | <p>障害者雇用サポートセンター運営事業は、平成19年度は提案競技により39,732千円で、20年度は1者随意契約により44,700千円で契約した。<br/>1者随意契約の理由として、「19年度事業の順調な成果」や、「事業の継続の必要性」を挙げているが、19年度提案競技においては、成果次第で翌年度以降も契約を継続する可能性があることを明示していない。<br/>19年度提案競技において、当該事業は人やネットワークが重要であることを示して、一定の成果を上げるのに必要な年数も提案させることや、成果が上がらない場合の解約条件を付けた長期継続契約を検討するなど、19年度契約時点で長期間の契約を検討すべきであった。</p>  |
| <p>県土整備部<br/>道路環境課</p> | <p>19年度契約時には単年度を前提とした契約を行い、平成20年度には継続の必要性を理由に、同一社と1者随意契約を結ぶのは適切ではない。<br/>平成18年度秋ヶ瀬橋の橋りょう修繕工事では、県が施工し、さいたま市が事業費の1/2の10,000千円を</p>   |

|              |            |  |
|--------------|------------|--|
|              |            | <p>負担することとなっていた。</p> <p>工事は、平成19年度に繰越され5月30日に完成検査が終了したが、工事を担当した朝霞県土整備事務所からの報告が11月15日と遅れ、納入通知書が11月28日に発行された。</p> <p>これは、朝霞県土整備事務所の報告漏れとともに、当該が歳入管理のチェックを怠っていたことに起因しており、適切な事務処理を行う必要があった。</p>  |
| <p>都市整備部</p> | <p>公園課</p> | <p>「県営水上公園あり方検討業務委託」においては、企画提案型方式により、8,988千円の随意契約を締結した。</p> <p>企画提案型方式では「概ね20年後の県営水上公園あり方検討」と「さいたま水上公園リニューアル基本計画検討」について提案を求めるものであったが、仕様書が不十分であったため、提出された成果品は抽象的で具体性を欠くものとなった。</p> <p>20年後の県営水上公園がどうあるべきかというあり方検討については、本来県が有識者の意見を聞くなどして検討すべきものである。</p> <p>このようなことから、本業務の委託は、県が自ら行うものと業者委託によるものを分けて、具体的な仕様書を定め、競争入札を行うべきであった。</p> |
| <p>都市整備部</p> | <p>住宅課</p> | <p>総合評価方式技術提案型で執行した県営住宅建築工事では、壁の表面の位置を建築工事標準仕様書に定める標準値である20mmを何mmに狭めるかが競われた。</p> <p>この入札では、入札価格第4位の企業が壁の位置と配置予定技術者の工事成績評価等の技術評価点が1位となり、結果として、入札価格第1位との価格差900万円を逆転して落札となった。</p> <p>住宅課では、壁の位置の差が日照規制制限や建築物の出来映え、品質確保や向上に大きな影響があると判断したものである。</p> <p>しかし、壁の位置をmm単位で競うという、県営住宅にとって必要以上の技術提案を求めたのは問題であり、価格のみの競争入札とすべきであった。</p>        |
| <p>企業局</p>   |            | <p>菖蒲南部産業団地整備工事(契約金額1,218,000千円)の入札については、総合評価一般競争入札で実施</p>   |

|            |   |
|------------|---|
| <p>企業局</p> | <p>財務課</p> <p>入札の結果、第1位と第2位の入札価格には、6千万円の差があったが、施工日数の短縮や施工計画の適切性等を含めた総合評価の結果、価格の高い第2位の者が落札した。両者の短縮施工日数の差は、16日間であった。</p> <p>企業局は全体の工期を2年間(施工実日数では440日)と想定していたが、産業団地の整備事業を進める上で、16日間の施工日数短縮や施工計画の適切性等の差が、6千万円を上回る効果があったのかどうか、その評価については課題として残されたままであった。</p> <p>本件入札については、産業団地の事業計画を進める上で必要となる完成時期をあらかじめ確定し、それを条件とした価格のみの競争入札とすべきであった。</p>   |
| <p>企業局</p> | <p>財務課</p> <p>監査委員が実施する例月の現金出納検査において、以下のような問題があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 満期となった水道用水供給事業会計の譲渡性預金の元利金の入金において、金融機関に対し口座番号を誤って指示し、工業用水道事業会計の口座に入金させ、翌日修正しているものがあった。</li> <li>2 残高証明書書の証明金額に誤りはなかったものの、記載欄の一部に誤りがあることに気付かずに入札していた。</li> <li>3 残高証明書の発行日付に誤りがあるのに気付かずに入札していた。</li> </ol> <p>これらのことは、公金のチェックが十分に機能していないことの見れであり、企業局は、より厳密なチェック体制を早急に整える必要がある。</p> |
| <p>教育局</p> | <p>総務課(文教政策室長)</p> <p>「教育振興基本計画(仮称)策定に係る意識調査業務委託」においては、企画提案型随意契約を、約3,391千円で締結している。</p> <p>この契約を行う理由として、「本県初めての教育の分野別計画であり、本県職員にはノウハウがない」「教育行政の立場だけでなく、客観的な視点が必要」とある。</p> <p>しかし、県民意識調査で把握すべきポイントは、県が主体的に判断すべき事柄である。さらに、客観的な視点が必要であれば、外部有識者に意見を求めるべき</p>   |

|     |  |   |
|-----|--|---|
|     |  | <p>である。<br/>このように、県が調査項目を決定し、その指示の下に、受託者が調査票の配布・回収・データ化などの作業を行うという業務形態にして、競争入札を行うべきであった。</p>  |
| 教育局 | <p>高校教育指導課</p>   | <p>外国語指導助手業務委託においては、価格のみによる受託者の選定では、業務の履行に懸念があるという理由で、県内を3地区に分割して、随意契約により契約を締結した(契約額 南部・東部地区：8,064千円 西部地区：8,160千円 北部地区：約8,111千円)。<br/>しかし、事業者の契約実績の幅広い調査、十分な市場調査による適正な予定価格の設定、入札参加条件の設定等により、適正な履行は確保できるものであり、競争入札を行うべきであった。<br/>これらの点について十分な検討を行わずに随意契約により契約したことは、適切性に欠けていた。</p>  |
| 教育局 | <p>生涯学習文化財課</p>  | <p>県民への生涯学習情報の提供のため、ホームページ「生涯学習ステーション」を運用しているが、現状は以下のとおりである。<br/>1 アクセसन件数は年間約7万件であるが、神奈川県は15万件、千葉県はカウント方法が異なるが30万件を超えている。<br/>一方、運用経費は毎年10,000千円を超えているが、神奈川県や千葉県では、年間5,000千円以下である。<br/>2 ホームページに掲載した講座の参加者に対するアンケートで、「生涯学習ステーション」を見て講座に参加した人は、365人中わずか3人であった。<br/>このように、他県に比べて著しく低い費用対効果で、システムが運用されていることは問題であり、抜本的な改善策を講じる必要がある。</p> |
| 教育局 | <p>生涯学習文化財課(全<br/>国生涯学習<br/>フェスティ<br/>バル推進室<br/>長)</p> | <p>「第21回全国生涯学習フェスティバル『まなびピア埼玉2009(仮称)』基本計画策定業務委託」は、企画提案型随意契約を、約2,111千円で締結している。<br/>この契約を行う理由として、「開催概要や催事、運営、広報、集客など基本となる計画の策定には、柔軟な発想とノウハウを生かす必要があり、企画内容が重</p>  |

|      |            |  |
|------|------------|--|
|      |            | <p>要」としている。<br/>しかし、当該フェスティバルは全国で順次開催され、本県で21回目となり、実績を重ねている。<br/>基本計画の策定については、これまでの他県の計画等を参考に、県自らが主体的に作成すべきであった。しかしながら、「柔軟な発想とノウハウを生かす必要がある」として、適正な仕様を定めずに業務委託により実施したことは、適切性に欠けていた。</p>                                  |
| 警察本部 | <p>施設課</p> | <p>平成19年度の交通信号機集中制御機更新工事では、ほとんどの入札が落札率67%に集中している。また、最低制限価格以下の入札が多く、入札業者の3分の1が失格となっていた。このような傾向は数年続いている。また、予定価格の積算根拠となる資材単価等の見積依頼において、実際の取引価格であること等の条件を付していなかった。<br/>予定価格の算出根拠となる歩掛りや単価は、実勢値との間に差が生じていないかなどを検証すべきであった。</p> |

イ 注意事項

| 機関・職制名 |                 | 監査の結果  |
|--------|-----------------|--|
| 保健医療部  | <p>健康づくり支援課</p> | <p>不妊専門相談センター事業では、不妊に関する医療面からの相談業務、母子保健事業従事者を対象とした研修会の開催などを専門医療機関に4,040千円で委託している。<br/>仕様書では、相談指導については週2回の50週実施すると記載されている。それに対して、不妊研修会の開催は回数と対象者のみ、また、不妊相談を行う医師の研修参加、必要な情報収集については項目名のみで、規模や範囲などの具体的な業務内容は記載されていない。<br/>本来県の事業を委託するものであるから、具体的な内容を仕様書の中に示すべきである。</p> |
| 保健医療部  | <p>疾病対策課</p>    | <p>平成19年度に実施したひきこもり支援員養成講座委託契約1,500千円において、執行同様に添付されていた委託仕様書には4日間の養成講座を行うとしているものの、講座の規模や内容などについて具体性に欠</p>   |

|       |       |  |
|-------|-------|--|
|       |       | け、委託仕様書の定め方が不明確であった。また、その委託仕様書が契約書に添付されていなかった。   |
| 保健医療部 | 生活衛生課 | 水道事業カイロライン「業務指標 算出業務委託を、(社) 埼玉県水道協会に945千円で委託した。契約締結に当たっては、100万円以下の契約であるため随意契約の方式をとり、1者による随意契約を行った。しかし、10万円以上の契約であるので、二人以上の相手方から見積書を徴取すべきであった。  |
| 保健医療部 | 食品安全課 | 彩の国ハサツザイロライン普及啓発推進業務委託を1,020千円で社団法人埼玉県食品衛生協会と契約している。<br>その業務内容は、食品衛生指導員が食品営業者への指導業務に付加してハサツザイロラインの普及啓発を図るものである。しかし、実施要領には箇所数や手法など具体的な記載がなされておらず、さらに講習会を開催するとしているが、回数や内容について定められていない。<br>また、50万円を超える契約であるにもかかわらず、予定価格調書が作成されていなかった。 |
| 都市整備部 | 建築指導課 | 平成20年1月17日～18日の間に3回にわたり、パソコン関連の消耗品を発注し、購入額の合計は約184千円であった。<br>同一業者に3回に分割して発注したことは、不適切であった。  |
| 警察本部  | 施設課   | 埼玉県警察国外運転免許センター管理業務委託(約2,570千円)において、次のとおり不適切な点があった。<br>1 委託内容の詳細を示した仕様書が作成されていないため、業務内容が不明確な契約となっていた。<br>2 空調設備等運転業務等6業務の再委託について、受託企業からの報告書のみで口頭承認を行っていたが、書面による承認を行うべきであった。  |

2 監査意見

| 機関・職制名       | 監査の意見  |
|--------------|--|
| 総務部<br>契約局長  | 談合防止と入札の競争性・透明性を確保するため、総務部契約局長が設置された趣旨を踏まえ、以下の点に留意して更なる改革を推進する必要がある。<br>(1) 入札結果の検証強化について<br>一般競争入札の平均落札率は大幅に低下したが、落札率99%以上の入札や落札者以外全ての参加者が予定価格を超過した入札、落札者と2位の価格差のみが大きい入札など疑問と思われる入札が見られる。<br>一般競争入札を拡大する中で、疑義がある入札については、広く入札結果等を踏まえ検証を行う必要がある。<br>(2) 一般競争入札の参加業者数について<br>県では、「一般競争入札参加条件設定カイロライン」を策定し、入札参加可能者数を原則30者以上とすることとしたが、入札参加者数が10者未満の入札が多く見られ、また、10者未満の入札では、落札率が高い傾向がある。<br>入札参加条件と参加者数の実態を詳細に点検し、県内中小企業など入札参加者が増加する仕組みを検討する必要がある。<br>(3) 総合評価方式について<br>平成18年度から試行している総合評価方式における技術評価では、技術提案型において、価格差を逆転させるほどの意義があったのか疑問があるものや、簡易型の一般的な工事において、表経経験の有無など必要以上と思われる技術力を求めているものがあった。<br>特に、技術提案型では、工事ごとに必要な技術提案の内容について検討する必要がある。<br>これらのことから、総合評価方式の推進に関する事務を所掌する技術管理課と連携を図り、経済性、効率性、有効性に優れた入札手法の実現に努める必要がある。 |
| 総務部<br>入札執行課 | 企業局及び病院局を除く地域機関の10万円以上100  |

|                           |   |                           |  |
|---------------------------|---|---------------------------|--|
|                           | <p>万円未満の物品調達では、上位30者の受注件数に占める割合が、平成19年度上半期では62%で、下半期では53%となっている。</p> <p>業者の電子入札共同システムへの慣れ等により、半年間で9ポイント低下しているものの、その占有率は大きいと言わざるを得ない。</p> <p>物品調達は、その規模や内容から県内各地域の地元業者が参加しやすいものであり、また、公共調達における地元業者の育成という役割を考えると、こうした状況は、決して好ましいものではない。</p> <p>このため、物品調達における公平性や透明性を確保する中で、登録業者のうち電子認証未取得業者に対する取得促進や小規模案件における発注方法の改善等を行い、より多くの地元業者が参加出来るよう努める必要がある。</p> |                           | <p>監査を通じて調査したところ、メールやブログ等によるいじめや誹謗中傷等の問題行動が4割近い学校で確認された。こうした状況は教育だけの問題ではなく、教育、家庭はもとより社会全体の問題ととらえ、早急に対策を講じる必要がある。</p> <p>また、人権推進課では、埼玉県人権施策推進指針に基づくと個別事業の進捗状況を毎年確認している。この中で人権推進課自らが担当する事項についても、進捗状況が遅れているものがあるなど、進捗管理が十分とはいえない状況にあった。</p> <p>今後発生する新たな人権侵害も含め人権施策について総合的な進捗管理を適切に行い、効果的な取組を積極的に行う必要がある。</p>   |
| <p>県民生活部<br/>広聴広報課</p>    | <p>県民コメント制度は、県の施策等立案の過程で施策等の趣旨を公表し、意思決定に県民の声を反映させるものである。</p> <p>平成19年度に意見募集を行った19件の施策等について意見を寄せていただいた人数は、10名以下の案件が13件あった。そのうち、セロ名が2件、1名が2件、2名が2件と極めて低調であった。この傾向は平成13年度の制度創設以来同様であった。</p> <p>政策形成過程に真に多くの県民の方々からの声を反映させるため、意見募集方法を見直す必要がある。</p>  | <p>県民生活部<br/>県政情報センター</p> | <p>情報公開条例第4条では、県の機関が保有する情報のうち、公表すべき事項を定めている。</p> <p>条例第4条の規定に基づく「実施機関が定める事項」を知事部局以外には定めていないが、知事部局以外の機関の情報公開度を高めることが埼玉県全体の情報公開度の向上につながる。</p> <p>今後、条例の規定に基づく公表事項を速やかに定め、積極的に公表していくことを、知事部局以外の機関に対して、積極的に働きかけていく必要がある。また、県民の利便性の向上の観点から、公表義務のある資料全てを、県政情報センターのホームページから閲覧できるように配慮されたい。</p>  |
| <p>県民生活部<br/>NPO活動推進課</p> | <p>悪質なNPO法人は、特定非営利活動促進法に基づき厳正な行政処分を行う必要がある。しかし、法運用において自由な市民活動を必要以上に制約することはあってはならず、法運用の方針、特に不利益処分の基準を策定しておく必要がある。</p> <p>東京都ではすでに平成18年4月に基準を定めた上で、厳正に取り組んでいるが、本県では未だその基準を定めていない。</p> <p>悪質な法人に対して適時適切に厳正な処分を行えるよう、客観的な基準を速やかに定める必要がある。</p>   | <p>県民生活部<br/>国際課</p>      | <p>財団法人埼玉県国際交流協会に対して、昭和62年度から「運営費補助」を、平成12年度からは「国際協力県民プラザ管理運営費補助」も行っている。19年度の補助金の総額は、約13,500千円を超えている。</p> <p>同協会の収支計算書では、平成17年度から19年度まで3年連続、当期収支差が黒字になっており、特に17年度と19年度は、県の補助金収入がなくて、黒字になっている。こうした結果、平成12年度に約11,983千円であった次期繰越額が、ほぼ毎年増え続け、19年度末には約67,572千円にまで増えている。</p> <p>厳しい県の財政状況を踏まえ、単年度黒字が続き、累積黒字が6千万円を超えている法人に対する補助金のあり方について、廃止も含めて抜本的に見直す必要</p> |
| <p>県民生活部</p>              | <p>人権推進課</p>  |                           |  |

|                     |               |  |
|---------------------|---------------|--|
| <p>県民生活部</p>        | <p>青少年課</p>   | <p>がある。</p> <p>青少年育成県民運動の推進母体として「青少年育成埼玉県民会議」が昭和41年に設立され、県では県民会議に補助を行っている。(平成19年度補助金額 11,682千円)</p> <p>県民会議では、非行防止パトロールや声かけ運動、優良映画の上映、少年の主張大会など歴史ある事業を数多く行っている。しかし、現在では、インターネットを通じてドラッグや残虐ゲームなどの違法売買、掲示板への誹謗中傷の書き込みといった犯罪被害が社会問題になっている。また、ひきこもり少年についても大きな問題となっている。</p> <p>このように、青少年を取り巻く環境が激変・悪化している中で、ニーズを踏まえ、補助事業のあり方を抜本的に見直す必要がある。</p>  |
| <p>危機管理防<br/>災部</p> | <p>消防防災課</p>  | <p>「埼玉県防災情報システム保守管理業務委託」は、平成18年度までは指名競争入札、19年度は一般競争入札で行われた。(契約額29,295千円) 落札者は当初からシステムの開発業者であり、95.1%から99.9%という高落札率が続いている。</p> <p>このような場合には、開発業者でなければ扱えないソフトウェアに関する部分と、専門業者なら扱える機器の保守点検に関する部分に業務内容を分け、機器保守点検については競争入札を行うなど、実質的に競争性が確保されるようにすべきである。</p> <p>また、競争入札が難しい部分についても、積算時に複数の事業者から参考見積りを取るなど、価格の妥当性確保に努める必要がある。</p>   |
| <p>危機管理防<br/>災部</p> | <p>消防防災課</p>  | <p>県が平成20年7月に行った災害時要援護者の避難支援対策に関する調査では、各市町村で災害時要援護者の情報を全域で把握しているのは33市町村、一部の地域の情報を把握しているのは11市町村という結果であった。</p> <p>残る26市町村で災害時要援護者の情報がいまだに把握されていない。</p> <p>新潟・福島豪雨や新潟県中越沖地震において、犠牲となった人の多くが高齢者であった。災害時に自主防</p>  |
| <p>危機管理防<br/>災部</p> | <p>化学保安課</p>  | <p>災組織が有効な救助活動や避難誘導を行うためには、災害時要援護者の情報は特に欠くことのできないものである。</p> <p>災害時要援護者情報の把握、自主防災組織などとの情報共有について、福祉部など関係部局と連携し、市町村に積極的に働き掛けを行う必要がある。</p>   |
| <p>環境部</p>          | <p>温暖化対策課</p> | <p>エコアツプ認証は、国際規格のISOや環境省のエコアクション21などに代わり、CO2の削減等環境対策に取り組んでいる事業所を認証する本県独自の制度である。</p> <p>中小企業にとつては、既存制度のように認証の取得や維持に高額な費用をかけずに公的な信用を得ることができると期待されている。</p> <p>この制度は開始されて間もないことから認証が15件しかなく、早急に認証企業を拡大して社会的な認知を高める必要がある。</p> <p>そのためには、特に知名度が高い大企業の認証取得を促進することが重要である。</p> <p>本県では、大規模事業所527か所がエコアツプ宣言を義務提出しているにもかかわらず、ほとんど認証が進んでいない。</p> <p>認証企業を拡大し、制度自体の社会的な認知を高めたいという一層の取組が必要である。</p> |
| <p>環境部</p>          | <p>水環境課</p>   | <p>環境部の「土壌・地下水汚染の公表に係る方針」では、土壌・地下水汚染調査により環境基準を超える汚染が確認された場合には、事業者や土地所有者が公表することとされている。</p>  |

|     |         |  |
|-----|---------|--|
|     |         | <p>県は、環境汚染や健康被害から県民を守るといふ重大な使命を負う立場にあることから、汚染が確認された場合には迅速に対応を図るとともに、自ら公表することも含め県民に速やかに周知されるシステムを構築すべきである。</p>  |
| 環境部 | 水環境課    | <p>土壌汚染早期発見事業では、有害物質を扱う施設に対して、土壌汚染の早期発見・早期対策の観点から、県が土壌の簡易調査を行っている。<br/>汚染の可能性がある事業者に対して詳細調査を勧めているが、法令等に定めがない任意の取組であるため、経済的理由などにより詳細調査を実施しない事業者が多い。<br/>県は、事業者が行う詳細調査及び県が行う周辺環境調査等の実施基準を定め、適正に指導を行うべきである。</p>   |
| 環境部 | 資源循環推進課 | <p>寄居町の資源循環工場は、当初入居した企業9社のうち、既に1社が経済状況の変化により原料が集まらないなどの理由で撤退し、1社が操業を停止している。<br/>また、年度当初3社について借地料の支払が滞り、現在も2社が未収となっている。<br/>さらに、稼働している企業も、処理実績は伸びていないが、稼働率が目標値に届いていないものが多い。<br/>これらのことから、資源循環工場全体に対して、早急な対応が必要であると考えられる。県は事業地の所有者であり、当事業を積極的に推進してきた立場から、抜本的な立て直し策を速やかに講じるべきである。</p> |
| 環境部 | 自然環境課   | <p>平成19年度に県で実施した「アライグマ生息状況等調査」によると、従来は比企地域を中心に捕獲されていたものが、さいたま市や蓮田市など他の地域においても急増していることが判明した。<br/>これらの地域については、今後、繁殖による増加が懸念される。このため、現在実施している「防除実施計画」の重点対策地域を見直し、拡大する必要がある。また、19年度の「カミツキサメ生息状況等調査」によると、本県においても繁殖の可能性は十分考えられ</p>   |

|       |         |  |
|-------|---------|--|
| 環境部   | 自然環境課   | <p>るとされている。<br/>本県でも、成熟個体が繁殖を繰り返し急増する前に、早急な対策を講じるべき時期であると考えられる。</p> <p>山西省友好記念館は、本県と山西省の友好締結10周年を記念して平成4年に建てられ、開館当初には約4万9千人の利用者があったが、近年は9千人前後と大幅に減少している。<br/>18年度から指定管理者制度を導入し特別展の開催などの工夫を行っているが、現在の施設のままで指定管理者が利用の拡大にいくら努めても、利用者を大幅に回復させることは困難であると考えられる。<br/>現状のまま県が当施設を維持していくには、管理運営の改善では解決しない費用対効果等の問題がある。<br/>施設の設置者である県が、設置目的や位置づけを踏まえた今後の在り方について、抜本的に見直す必要がある。</p> |
| 福祉部   | 子育て支援課  | <p>認定子ども園整備促進事業については、19年度当初予算での整備予定は5か所、21,500千円に対して、その実績は1か所、9,375千円と、予定した整備数を下回った。<br/>このため、今後、市町村や市内の関係部局との連携を強化し、一層の制度の周知を図るとともに、予算の効率的な執行に努めるべきである。</p>   |
| 産業労働部 | 産業労働政策課 | <p>産業文化センターは、開設以来(財)産業文化センターが普通財産の貸付けを受け、ビル棟の賃貸事業で得られた収益をホール棟の管理費用に充てて運営してきた。<br/>平成18年度からホール棟だけ切り離して指定管理者制度を導入した。しかし、実際の運営は18年度は51,777千円、19年度は75,178千円をビル棟の収益からホール棟の管理費用に充当している。20年度の委託料に至っては0円となっており、運営の実態は従前と変わっていない。<br/>指定管理者制度の目的であるサービスの向上とコスト削減を実現し、ホール棟のより効率的な運営のためには、現在の運営方法を見直す必要がある。</p>   |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <p>産業者働部<br/>勤労者福祉課</p> | <p>子育て応援宣言は、従業員の子育て支援や地域の子育て支援を行う企業・事業所を登録する制度である。宣言数は平成23年度目標の1,300を超え、20年3月で1,321社に上っている。<br/>しかし、従業員301人以上の事業所の宣言数は、300人以上の従業員数の事業所440に比べて57事業所にすぎない。<br/>従業員301人以上の企業のほとんどが「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定済みであり、すぐにも宣言を行うことが可能である。<br/>早急に大企業に対して子育て応援宣言を行うよう働き掛ける必要がある。</p>  |
| <p>農林部<br/>農業政策課</p>    | <p>農地における不法盛土は、平成19年度に8件の新規発生(発見)があり、2件を是正し、1件については現在是正中である。また、5件については現在是正に向け指導を行っている。これまでに是正されないままとなっている不法盛土は、平成20年3月末現在で220件になっている。<br/>なお、農地法に基づく原状回復命令は、平成17年10月以来発出されていない。また、刑事告発は平成15年4月以来行われていない。<br/>不法盛土を解消するためには、違反行為者及び土地の所有者の双方に対して継続して是正指導を行うとともに、是正指導に従わない者に対し、法に基づく原状回復命令を行う必要がある。また、命令に従わない者に対しては、告発を視野に入れた検討を行う必要がある。</p>         |
| <p>農林部<br/>農産物安全課</p>   | <p>平成19年度の農業協同組合等の検査では、多くの指摘を行っている。こうした状況は数年続いており、また、いくつつかの農業協同組合等から類似の指摘事項が認められるケースがある。信用事業を実施する法人として非常に憂慮するものがある。<br/>今後、同じような誤りが繰り返されることのないよう指導の徹底を図る必要がある。</p>   |
| <p>農林部<br/>農産物安全課</p>   | <p>特別栽培農産物普及推進事業では、特別栽培農産物の認証面積を平成23年度に5,000ヘクタールとするこ</p>  |
| <p>農林部<br/>森づくり課</p>    | <p>とを目標としているが、平成19年度の認証面積は微増に留まっており、年次目標と大きな隔たりがある。<br/>農林部では、特別栽培農産物利用店の指定拡大や農産物直売所の充実強化を通して特別栽培農産物の普及を図っているが、認証面積の増大に結びついていない。<br/>今後、量販店や外食産業などに働きかけ、特別栽培農産物が大量、安定的に流通する仕組みを取り組むなど、生産者が特別栽培農産物の生産に魅力を感じるような施策を行う必要がある。</p>  |
| <p>農林部<br/>森づくり課</p>    | <p>林業就業者数は平成12年の545人から、平成17年は268人へと半減しており、平成19年度の新規林業就業者は3人にすぎない。<br/>県では森林組合等に補助を行い、森林機能を保全するための緊急間伐や、作業路網整備などによる低コストな林業の実現を支援している。しかし、林業経営として自立するには不十分な状況である。<br/>近年、輸入木材価格の上昇などにより国産木材の需要が高まっており、県ではこの機を捉えて、品質に優れた県産木材の安定供給を確保できるようにするべきである。<br/>そのためには、大手住宅メーカー等との連携を図るなど、公共事業や補助金などに依存せずに林業経営が成り立つよう、森林管理から木材販売までを視野に入れた総合的な林業支援を行う必要がある。</p> |
| <p>農林部<br/>森づくり課</p>    | <p>本県は、入札における透明性、競争性及び公正性を確保するため、入札契約制度改革を進めている。県土整備部の入札では、平成19年6月から4件の談合問題が発生し、入札参加業者のうち21社を談合の疑いで告発している。<br/>談合の疑いのある入札については、執行機関において談合情報対応要領により、入札参加業者へ事情聴取等の調査をしている。<br/>今後は、総務部契約局長と十分に連携し、談合の疑いのある入札については、広く入札結果等を踏まえた検証を行い、更なる再発防止に努める必要がある。</p>  |
| <p>農林部<br/>森づくり課</p>    | <p>平成18年度から試行している総合評価方式における</p>  |



|              |   |  |
|--------------|---|--|
| <p>県土整備部</p> | <p>建設業課</p>                               | <p>建設工事紛争相談・建設業者指導監督業務では、県民から民間の建築リフォームなどのトラブル相談を受け付けている。<br/>その対応では、県民から相談内容を聞いて問題解決に向けたアドバイスを行っているが、建設業者に対して十分な指導監督が実施されていない状況にある。<br/>県民から頻繁に相談が寄せられる場合は、建設業者に対して特定行政庁との連携や会社へ出向いて指導するなど、実効性のある指導監督ができるようにすべきである。</p>   |
| <p>病院局</p>   | <p>病院局において、平成20年3月に「未収金回収マニュアル」を作成した。</p> | <p>このマニュアルは、従前から取り組んできた文書督促や臨宅徴収などに加えて、「支払督促」という法的措置を盛り込んだものであり、債権を未収金額に応じてA債権（1万円未満）、B債権（1万円以上30万円未満）、C債権（30万円以上）の3つに分類し、それぞれ対策を講じることになっている。<br/>しかし、債権管理に当たっては、古い債権や回収不能債権の分析が十分に行われていない状況である。<br/>このようなことから、マニュアルを活用するに当たっては、各病院は実態に沿った状況把握を行い、費用対効果にも考慮した適正な債権管理が必要である。</p>  |
| <p>教育局</p>   | <p>県立学校人<br/>事課</p>                       | <p>指導力が不足する教員に対しては、県立学校長または市町村教育委員会の申請に基づき、県教育委員会が「指導改善研修」を行うこととされている。<br/>この制度が有効に活用されるためには、学校と県教育委員会あるいは市町村教育委員会との間で、指導力不足教員に関する情報が、適時適切に伝達される必要があるが、平成19年度の学校監査において、以下のような問題点があった。<br/>1 県教育委員会は、指導力不足教員が異動した際に、その情報が校長に伝達されているか確認しておらず、1か月以上たつて初めて確認した。<br/>2 県教育委員会は、指導力不足教員の異動後の状況を把握する際、校長への電話聴取のみであった。<br/>3 校長は、指導力不足教員に関する問題が解決していなかったにもかかわらず、制度を活用して県教育委員会に申請をしていなかった。<br/>このため、指導力不足教員に関する情報の把握、伝達方法を含め、この制度が有効に活用されるよう改善策を講じる必要がある。</p>               |
| <p>教育局</p>   | <p>特別支援教育課</p>                            | <p>発達障害のある児童生徒が、障害の状態に応じた十分な教育的支援を受けられるよう、発達障害者支援法に基づき、体制の整備を図っていくこととされている。<br/>本県では、校内委員会の設置や、特別支援教育コーディネーターの指名は、小中学校では100%になっている。しかし、児童生徒に対する個別の指導計画の作成状況は、中学校で全国平均55.8%、東京都61.5%、千葉県53.7%に対し、本県は40.1%と、全国平均や近隣都県を下回っている。この本県中学校の計画の作成率は、本県小中学校の計画の作成率（62.5%）の約6割にとどまり、全国平均や近隣都県（約8割）を下回っている。また、個別の教育支援計画の策定状況についても、これらと同様の傾向である。<br/>県は、発達障害児への適切な支援のため、小中学校における個別の指導計画の作成や、個別の教育支援計画の策定を促進することが重要である。そのためには、小学校と中学校が十分連携を図るほか、医療、福祉、労働等関係機関の一層の協力が得られる仕組みを</p> |

|      |     |   |
|------|-----|---|
| 警察本部 | 施設課 | 作る必要がある。<br>県内には、交番及び駐在所は373箇所あり、交番等は地域の防犯拠点として、安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、大きな役割を担っているところである。<br>この交番等のうち、市町村の普通財産用地を無償で借り受けているものは6箇所、有償で借り受けているものは185箇所、年間賃借料は約37,398千円になる。<br>各市町村には「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」が定められているが、賃借料は、以前に契約した金額をそのまま更新しているものが多い。最近の地価を基に算出した賃借料と比較した場合、約0.2倍～2倍になる事例もある。<br>このため、今後、各市町村と賃借料について基準を |
|------|-----|---|

|      |     |  |
|------|-----|--|
| 警察本部 | 施設課 | 定めるなど、統一的な契約方法を検討する必要がある。<br>平成19年度は7件の大型反射式道路標識清掃点検業務委託を指名競争入札で執行した。このうちの3件を同一の15者により、また、4件については、3件とは別の15者による入札を執行した。入札の結果、7件の入札とも落札率が81%と82%であった。<br>平成18年度の入札5件においても、落札率87%が3件あるなど、ほぼ落札率が横並びとなっている。<br>このような入札においては、適正な入札を確保するため検証をする必要がある。 |
|------|-----|--|

埼玉県監査委員告示第13号

埼玉自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年10月3日

埼玉県監査委員 春日敏彦  
 埼玉県監査委員 米田正巳  
 埼玉県監査委員 樋口邦利  
 埼玉県監査委員 小島信昭

1 監査の結果「指摘」とした事項

| 対象機関         | 監査結果の公表年月日(県報の号数)  | 監査の結果   | 講じた措置  |
|--------------|--------------------|---|--|
| 総務部 県民・消費生活課 | 平成19年10月5日(第1916号) | 県民活動総合センターは、平成17年度までは、ホールや宿泊施設等の管理を(財)いきいき埼玉に管理委託していたが、食堂については、行政財産の目的外使用許可を受けた民間事業者が独自に経営し、県は使用料収入約240万円を得ていた。<br>平成18年度から指定管理者制度を導入するに当たり、指定管理者となる同財団から、「利用者サービ | 食堂運営について経営改善が図られるよう、下記①、②、③について(財)いきいき埼玉を指導した。<br>①比較利用客の少ない夜間の人件費を抑制するための事前予約制の導入。<br>②仕入れ先の変更やメニューの変更による食材費の見直し。 |

|                                  |                           |   |   |   |
|----------------------------------|---------------------------|---|---|---|
|                                  |                           |   | <p>スの向上のため、施設利用、事業申込、食堂予約等を一括して受け付けるウェブサイトサービスを取り入れた」という提案を受けた。</p> <p>このため、県では、同財団の指定管理業務に食堂経営を含め、売上は同財団の収入となる一方で、仕入れや調理等に係る経費は同財団が支出する形を承認し、同財団は民間事業者に再委託する契約を締結したが、平成18年度の食堂業務の収支は、支出約9,600万円、収入約8,500万円と約1,100万円の赤字になった。</p> <p>県が、食堂運営に対する改善指導の措置を講じたことにより、利用者サービスの向上は図られたものの、結果として、売上の1割を超える赤字が生じてしまった。</p> | <p>③売上を伸ばすには、夕食・朝食の際に食堂を利用する宿泊施設利用者の増が必要不可欠である。よって、宿泊施設利用者確保に向けた、企業、県内大学・短期大学などへの積極的な営業活動の展開。</p> <p>その結果、平成19年度の食堂業務の収支は、約64万円の赤字となったものの、対前年度比では、約1,072万円の改善となった。</p> <p>(平成20年4月1日組織改正 県民生活部NPO活動推進課)</p> |
| <p>総務部<br/>男女共同参画推進<br/>センサー</p> | <p>平成20年6月27日(第1991号)</p> | <p>平成19年度のシステム保守業務委託契約手続きにおいて次のとおり不適切な点があった。</p> <p>1 各委託契約の締結に当たり、埼玉県財務規則に定められた予定価格調書の作成及び見積書の徴取が行われていなかった。</p> <p>2 「情報システム保守業務(ソフトウェア)」委託契約の契約締結について、埼玉県財務規則に定められた決裁権者の決裁を受けていなかった。</p> <p>(契約件名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システム保守業務(ソフトウェア)<br/>7,474,950円</li> <li>・情報システム機器保守業務(ハードウェア)<br/>3,908,336円</li> <li>・視聴覚システム機器保守等業務<br/>895,860円</li> </ul> | <p>再発防止のため、職員への埼玉県財務規則等の周知徹底を図るとともに、証拠書類への関係規定の添付の徹底や契約事務に係る自己検査の重点的実施など財務会計審査に係るチェック体制をより一層強化し、会計事務処理で遺漏なきよう適切な事務処理に努めた。</p> <p>なお、平成20年度の当該契約については埼玉県財務規則に定められた手続きにより締結した。</p> <p>(平成20年4月1日組織改正 県民生活部男女共同参画推進センター)</p>   |   |

2 監査の結果「注意」とした事項

| 対象機関           | 監査結果の公表年月日(県報の号数)         | 監査の結果   | 講じた措置   |
|----------------|---------------------------|---|---|
| <p>危機管理防災部</p> | <p>平成20年2月29日(第1957号)</p> | <p>防災ヘリコプター運航管理業務委託契約において、点検による休航のため運航しない期間については、航空保険料の返納金が生じる。</p> <p>平成17年度の委託契約に係る返納金(552,640円)は、契約期間満了から1年近く経過した平</p> | <p>平成18年度の航空保険料返納については、保険会社と連絡をとり、直ちに手続きを行い平成19年11月12日に返納された。</p> <p>平成19年度の航空保険料の返納については、委託期間終了後、加入保険会社と連絡をとり、直ち</p> |

|       |                  |                    |  |  |
|-------|------------------|--------------------|--|--|
|       |                  |                    | 成19年3月20日に返納されていたが、契約期間満了後、速やかに手続きを行うべきであった。   | に手続きを行い平成20年5月7日に返納された。  |
| 保健医療部 | 人間福祉保健総合センター     | 平成20年2月29日(第1957号) | 特別養護老人ホーム等整備促進事業において、平成17年・18年度継続事業で実施した施設整備事業に対して、平成17年度に158,600千円、平成18年度に実施した設備整備事業に対して、平成18年度に25,000千円の補助金の交付決定を行った。<br>交付決定した事業ごとに補助金の確定手続きを行うべきところ、両補助事業を合算して補助金額183,600千円の確定手続きを行った。 | 今後、チェック体制の強化を行うなど、補助金交付手続きの適正化を図り、再発防止に努めた。  |
| 県土整備部 | 飯能県土整備事務所        | 平成20年2月29日(第1957号) | 土砂災害防止法のバンケットを、随意契約により472,500円で3,000部を作成したが、2者以上から見積書を徴取すべきところ1者のみであった。<br>平成19年10月に食肉衛生検査センター北部支所の外壁工事請負契約を913,500円で締結した。その際に参考見積のため徴取した見積書により業者を選定しており、埼玉県財務規則に定められた見積書を新たに徴取していなかった。    | 再発防止のため、埼玉県財務規則を遵守し、適正な事務処理を行うように改めて職員に周知徹底を図った。   |
| 保健医療部 | 食肉衛生検査センター       | 平成20年6月27日(第1991号) | 平成19年3月9日から28日にかけて、5回にわたり複写機の消耗品を購入し、購入額の合計は383,880円であった。<br>3月中に同一業者に同一品目を5回に分割して発注したことは、不適切である。<br>しかも平成18年7月に同様の消耗品を複数の者から見積書を徴取して購入した時に比べ、高い価格になっていた。                                  | 物品の購入に当たっては、同一品目の一括購入や競争性の確保などに努め、計画的・効率的な発注を行い、適正な予算執行を図ることとした。<br>また、再発を防止するため、職場研修を実施し、埼玉県財務規則の遵守と適正な財務事務の執行について、職員への周知・徹底を図った。 |
| 教育局   | 不動岡高校            | 平成20年6月27日(第1991号) | 平成19年3月に体育館のカーテンを942,060円で付け替えた。<br>契約金額が、50万円以上100万円未満であることから、請書の徴取が必要であったが、これを徴取していなかった。   | 再発防止のため、埼玉県財務規則を再確認するとともに、チェック体制を強化することとした。  |
| 教育局   | 総合教育センター<br>江南支所 | 平成20年6月27日(第1991号) | 平成19年7月に誘導灯の修繕を142,800円で行った。<br>契約金額が、10万円以上であることから、2者以上から見積書を徴取すべきであったが、1   | 再発防止のため、業者の選定に当たっては、埼玉県財務規則等関係法令を正しく確認するとともに、今後は複数の相手方から見積書を徴取することとした。   |

|     |            |                    |   |  |
|-----|------------|--------------------|---|--|
| 教育局 | 嵐山史跡の博物館   | 平成20年6月27日(第1991号) | 者のみであった。  |  |
| 教育局 | 幸手高校       | 平成20年6月27日(第1991号) | 平成19年10月に企画展「後北条氏の城」の資料梱包・輸送等業務委託契約を650,000円で締結した。<br>文化財の輸送業務であることから、美術品の専用車と取扱専門員を有する者が他にいないことを理由として、1者のみから見積書を徴収し契約した。<br>しかし、これらの条件を満たし、かつ、過去に県立の博物館において契約実績を有する者はかにもいる。<br>契約金額が10万円以上であることから、2者以上から見積書を徴収すべきであった。 | 再発防止のため、契約事務の執行に当たっては、埼玉県財務規則や会計事務処理要領を再確認するとともに、今後は複数の相手方から見積書を徴収することとした。       |
| 教育局 | さきたま史跡の博物館 | 平成20年6月27日(第1991号) | 平成19年3月に公園案内板改修工事を679,350円で行った。<br>予定価格が50万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。  | 徴収していなかった管理費については、手続きを行い徴収した。再発防止のため、埼玉県財務規則を再確認するとともに、管理費徴収の適正な事務処理の徹底を図ることとした。 |

3 監査の結果「意見」とした事項

| 対象機関                | 監査結果の公表年月日(県報の号数)   | 監査の結果   | 講じた措置   |
|---------------------|---------------------|---|---|
| 産業労働部<br>産業技術総合センター | 平成19年12月14日(第1936号) | 産業技術総合センター研究評価委員会設置要領では、必要に応じ、同センターが実施した「研究終了から数年を経て行う追跡評価及び成果普及方針の調整」を研究評価委員会と協議することになっているが、その協議が行われていない。<br>「研究終了から数年を経て行う追跡評価及び成果普及方針の調整」は研究評価師の重要事項であり、研究評価委員会において協議すべきである。 | 平成20年5月27日に開催した「研究評価委員会」において、研究終了後の追跡評価を実施、成果普及の方針について協議した。<br>今後においては、「研究評価委員会」に協議することとした。 |

|     |               |      |                        |     |  |     |   |
|-----|---------------|------|------------------------|-----|--|-----|---|
| 発行日 | 毎週<br>火曜日・金曜日 | 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む) | 発行者 | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一(代表)                                   | 印刷所 | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―一―一〇四八―八六二―二九〇―一(代表) |
|     |               |      |                        |     | 埼玉県報ホームページ<br>http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |     |   |